

2021 年度調査報告書

令和3年度デジタル取引環境整備事業
(データ活用・流通に係るプライバシー関連調査・検討会運営)
調査報告書

2022 年 3 月

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

目次

1. 概要.....	4
1.1. はじめに.....	4
1.1.1. 背景.....	4
1.1.2. 目的.....	4
1.2. 全体概要.....	5
2. プライバシー関連動向の収集と報告書・レポートの作成.....	8
2.1. 概要.....	8
2.2. 月次報告.....	8
2.2.1 実施概要・実施結果.....	8
2.2.2 調査結果月.....	9
2.3 トピック報告.....	14
2.3.1 調査概要.....	14
2.3.2 デジタル広告における DPF 事業者の取組.....	14
2.3.3 海外における企業のプライバシーガバナンスの取組状況・プライバシーテックのサービス類型.....	15
2.3.4 プライバシーフレームワーク(認証制度)に関する調査.....	21
3. 「データ流通促進WG」の運営及び事務.....	23
3.1. 概要.....	23
3.2. データ流通促進 WG 開催概要.....	24
3.2.1. 検討内容.....	25
3.2.2. 取り扱ったユースケース.....	26
3.2.3. 結果.....	36
3.3. ヒアリング.....	37
3.3.1. 実施概要.....	37
3.3.2. ヒアリング実施結果.....	38
3.4. まとめ.....	39
4. 企業のプライバシーガバナンスモデル検討会の運営及び事務.....	40
4.1. 概要.....	40
4.2. ヒアリング調査.....	40
4.2.1. 実施概要.....	40
4.2.2. 実施結果.....	42
4.3. 検討会.....	42
4.3.1. 検討会開催概要.....	43
4.3.2. 検討結果.....	47
4.3.3. 企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1 と ver1.2 の公表.....	50

4.4.	まとめ	51
5.	「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」の利用状況の把握・普及啓発	52
5.1.	概要	52
5.2.	企業のプライバシーガバナンスセミナー	53
5.2.1.	実施概要及び実施結果	53
5.3.	プライバシーガバナンスに関するアンケート調査	65
5.3.1.	アンケート調査概要	65
5.3.2.	アンケート調査票	66
5.3.3.	アンケート調査結果	67
5.4.	まとめ	69
6.	「カメラ画像利活用 SWG」の運営及び事務	71
6.1.	概要	71
6.2.	カメラ画像利活用 SWG 開催概要	72
6.2.1.	検討内容	73
6.2.2.	検討結果	78
6.2.3.	カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0	80
6.3.	まとめ	81
7.	「JIS Q 15001」の改正原案の作成	83
7.1	概要	83
7.2	原案作成委員会開催概要	84
7.3	作業部会開催概要	88
7.4	改正 JIS 原案の概要	96
7.5	まとめ	100
8.	「ISO/IEC 29184」の JIS 原案の作成	102
8.1.	概要	102
8.2.	原案作成委員会開催概要	102
8.3.	JIS 原案の概要	106
8.3.1	規格構成	106
8.3.2	一般要求事項及び推奨事項の概要	107
8.4.	まとめ	107

1. 概要

1.1. はじめに

1.1.1. 背景

情報通信技術やデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するいわゆる「デジタルプラットフォーム」は、経済社会にとって不可欠な存在となりつつある。

近年、デジタルプラットフォーム上においてサービス提供事業者がデータを流通させ、利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させることから、デジタルプラットフォームは重要な役割を果たすようになっている。他方で、取引の透明性が低いことや、取引先事業者の合理的な要請に対応する手続き・体制が不十分であるといった懸念の指摘もある。

デジタルプラットフォーム事業者は、データを活用した革新的なビジネスを生み出すイノベーションの担い手であり、当該事業者を中心として展開されるデータ流通における政策的課題を整理することは、デジタル取引の環境整備を行うにあたっても重要である。

1.1.2. 目的

データ活用・流通に関する課題の整理に向けて、専門的かつ集中的に議論が必要なテーマとして、「個人情報・プライバシー保護」の領域が存在する。本事業では、IoT推進コンソーシアム・データ流通促進WGにおけるこれまでの議論を踏襲しつつ、デジタルプラットフォーム事業者を中心とした取組の現状を把握するとともに、経済産業省が令和2年に公表した「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」の趣旨も踏まえた形で、以下を実施することにより、企業の積極的なプライバシー対応を促進し、デジタル取引市場の健全な発展へとつなげることを目的とする。

- デジタルプラットフォーム事業者を中心としたプライバシー保護の取組の現状を把握する。
- データ活用・流通の前提となるプライバシー保護の在り方及びプライバシー保護のために企業に求められる活動の標準を整理する。

1.2. 全体概要

本事業の全体概要は以下の通りである。

図表 1 本事業の全体概要

実施項目	基本方針	実施方法
プライバシー関連動向の収集と報告書・レポートの作成	日本国内及び主要国(米、EU、英、仏、独、豪、中国等)を中心に、APEC や OECD 等の国際機関の活動からも情報を広く収集し、分析と報告を実施する。	デジタルプラットフォーム事業者を中心とした取組動向、プライバシー関連する政府公表情報・記事等の情報を収集する。 収集した情報を月に 1 回報告書にまとめ、提出する。 経済産業省が指定する 3 つのトピック[デジタル広告における DPF(デジタルプラットフォーム)事業者の取組、海外における企業のプライバシーガバナンスの取組状況・プライバシーテックのサービス類型、プライバシーフレームワーク(認証制度)に関する調査]についてレポートを作成し、提出する。
「データ流通促進WG」の運営及び事務	BtoB におけるデータ取引の契約の際に課題となる事象を明らかにし、新たなビジネスの創発を後押しすることを目的として、事業者の BtoB におけるデータ流通・利用等に係る課題(データの特性に応じた契約条項やデータの権利帰属の考え方等)に対して、有識者がその前進に向けた助言等を行う。 ユースケースの議論の内容をまとめて、整理する。	「データ流通促進 WG」の管理運営。 企業へのヒアリング(12 回)。 WG 開催(1回)。 文献調査・デスクトップリサーチによる情報収集、資料作成を行う。 WG での議論をまとめて、事例集として整理する。

実施項目	基本方針	実施方法
「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」の運営及び事務	Society5.0 の時代における企業の役割、プライバシーの考え方、企業のプライバシーガバナンスの重要性を前提に、「経営者が取り組むべき三要件」や「プライバシーガバナンスの重要事項」について議論する。	「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」の管理運営。 企業へのヒアリング(22 回)。 検討会開催(3回)。 文献調査・デスクトップリサーチによる情報収集や資料作成等を行う。 検討会の議論に応じて、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」を改定に向けた論点を整理する。 事業者ヒアリングで抽出されたグッドプラクティスをまとめ事例集を整理する。
「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」の利用状況の把握・普及啓発	昨年度公表した「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」について、利用状況に関する各企業の個別事例を把握する利用者、消費者の観点からプライバシーに関する調査を行う。 ガイドブックの普及啓蒙活動を行う。	企業向けアンケート調査 1 回実施(回答数は 291 社)。 消費者向けアンケート調査を 1 回実施(回答数は 314 人)。 普及啓発に関するウェビナーを 4 回開催。
「カメラ画像利活用 SWG」の運営及び事務	「データ流通促進 WG」の下に設置した「カメラ画像利活用 SWG」の管理運営、情報収集や資料作成等の事務を行う。	「カメラ画像利活用 SWG」の管理運営。 SWG 開催(5 回)。 「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0(案)」のとりまとめ等の作成補助。

実施項目	基本方針	実施方法
「JIS Q 15001」の改正 原案の作成	「JIS Q 15001」の改正に関する委員会及び作業部会を設置し、その管理運営、情報収集や資料作成等の事務を行うとともに、改正原案を作成する。	委員会、作業部会の管理運営。 委員会開催(3回)。 作業部会開催(7回)。 改正 JIS 原案、解説の作成を行う。
「ISO/IEC 29184」の JIS 原案の作成	「ISO/IEC 29184」の JIS 化に関する委員会を設置し、その管理運営、情報収集や資料作成等の事務を行うとともに、JIS 原案を作成する。	委員会の管理運営。 委員会開催(3回)。 JIS 原案、解説の作成を行う。

2. プライバシー関連動向の収集と報告書・レポートの作成

2.1. 概要

近年、デジタル技術を用いた取引が市場のアクセスを飛躍的に向上させ、中でもデジタルプラットフォームは重要な役割を担っている。

デジタルプラットフォーム事業者は、その事業を行っていく上で、利用者の個人に関する情報を取得・集約したり、ある利用者の情報を別の利用者や事業者を提供したりする場合があることから、「個人情報・プライバシー保護」の領域において、デジタルプラットフォーム事業者による取組みが進められている。その一方で、デジタルプラットフォーム事業者によるプライバシー保護が不十分である等の理由から、デジタルプラットフォーム事業者に対する政府による規制の動きも多くみられる。

これらの背景から、デジタルプラットフォーム事業者及びデジタルプラットフォームを利用してデータ活用・流通を行う事業者によるプライバシー保護の取組み、国内外におけるプライバシー関係の法制度、国際的なプライバシー関係の標準やルール整備の動向を把握し、プライバシー関係の施策検討に必要な要素を明らかにすることを目的に、日本国内及び主要国(米、EU、英、仏、独、豪、中国等)を中心に、デジタルプラットフォーム事業者を中心とした取組動向の調査及びプライバシーに関連する政府公表情報・記事等の収集を行った。

収集対象となる項目は、デジタルプラットフォーム事業者のプライバシーに関連するプレスリリース、OECD プライバシーガイドラインの関連情報、各国のプライバシー関連法令に関する情報、プライバシーに関連する最新技術動向に関する情報とした。

収集結果については、以下のとおりに取りまとめを行った。

① 月次報告

- 国内外のプライバシーに関連する動向について、デスクトップ調査を行い、毎月 1 回、情報源を明らかにした上で報告書を作成した。

② トピック報告

- 収集対象のうち、経済産業省の指定する 3 つのトピックについてレポートを作成した。

2.2. 月次報告

2.2.1 実施概要・実施結果

2021 年 4 月から 2022 年 3 月の期間、デジタルプラットフォーム事業者を中心とした取組動向の調査及びプライバシーに関連する政府公表情報・記事等についてデスクトップ調査を行うと共に、プライバシー関連について検討されている会議体へ参加することで情報を収集し、調査結果として取りまとめた。

図表 2 調査概要

#	収集項目	調査対象	内容
①	デジタルプラットフォーム事業者のプライバシーに関連するプレスリリース	- 国内デジタルプラットフォーム事業者 - 海外デジタルプラットフォーム事業者	企業は消費者へ与える影響が大きい事業者を選定。デジタルプラットフォーム事業者を代表する企業であり、消費者はこれらのいずれかを使い生活をしている。また、プライバシーリスクへの対応に積極的であり、プライバシーガバナンス構築の先行する企業であるため、取組み動向を把握する。
②	プライバシーに関連する最新技術動向に関する情報	国内外スタートアップ企業	更に、大手企業だけではなく、今後デジタルプラットフォーム事業に参入するスタートアップ企業についても対象とした。
③	OECDプライバシーガイドラインの関連情報	OECD(経済協力開発機構)のCDEP(デジタル経済政策委員会)及び下部委員会等	デジタル経済政策委員会(CDEP)では、プライバシーガイドライン(2013年改定)やセキュリティガイドライン(2015年改定)等が策定されている委員会である。プライバシーガイドライン改訂に関わる動向を把握する。
④	各国のプライバシー関連法令に関する情報(米、EUを中心に、英、豪、中国等)	米、EUを中心に、英、豪、中国、アジア諸国、他	我が国への影響度の高い先進国であることから、各国政府のプライバシー関連政策を把握する。
⑤	プライバシーに関連の国際標準	W3C、ISO/IEC JTC1 SC27/WG 5、ISO/PC317、ISO/TC307 等	国際標準の場におけるプライバシー関連の動向を把握する。
⑥	その他	カメラ画像利活用、AI 等	デジタルプラットフォーム事業者、プライバシー関連政策と関連性のある動向を把握する。

2.2.2 調査結果月

調査概要に記載した方法にて、プライバシー関連動向に関する情報を収集した。月次報告において、報告した件数は延べ 1,290 件であった。

図表 3 月次報告全体概要

実施期間	報告件数	収集項目別件数
2021 年 4 月～2022 年 3 月	1,290 件	① 230 件②79 件③7 件 ③ 719 件⑤10 件⑥245 件

収集した情報に加え、国内外の動向に影響を受けて日本の政策などが実施される傾向があることから、今後の社会に影響を与えるような個人情報の漏えい事故、プライバシー関連する最新技術の動向、デジタルプラットフォーム事業者に関する広告規制といった海外の政策など、今後の動向に変化がある可能性のあるものを、各月 2～3 件抽出し、2021 年 5 月より要約した。

以下に、各回の実施概要及び実施結果を記載する。

図表 4 月次報告要約

実施月	報告件数	収集項目別件数	要約
2021 年 4 月	49 件	①8 件 ②9 件 ③3 件 ④23 件 ⑤2 件 ⑥4 件	サードパーティ Cookie 規制が強化されるなかで、Google や Apple といったデジタルプラットフォーム事業者による対応技術の開発、リリースに関する動きが目立った。
5 月	70 件	①16 件 ②14 件 ③0 件 ④30 件 ⑤2 件 ⑥8 件	1.Apple ATT(App Tracking Transparency)と IDFA(Identity for Advertisers) ユーザー行動を把握し、広告を配信するための IDFA を取得するために、ATT に対応し利用者の同意を得ることが必須になった。 2.中国:モバイルアプリの必要個人情報の範囲規定 中国では、モバイルアプリの種類に応じて、必須として良い個人情報の範囲を規定する規則が発行された。 3.カリフォルニア州:音声認識装置法案を可決 米国カリフォルニア州において、スマートスピーカー等の音声認識装置を制限する法律が可決された。

実施月	報告 件数	収集項目 別件数	要約
			4.英国:SNS の登録に生体による年齢認証を導入 子どものオンライン被害を防止するための包括的 なルールとして、生体年齢認証が導入される。
6 月	67 件	①15 件 ②12 件 ③1 件 ④31 件 ⑤1 件 ⑥7 件	1.IAPP:自動化された意思決定システムのリスク評 価 AI を用いて開発されたシステムのプライバシーリ スクを評価するフレームワークの発表。 2.東京五輪 GPS で行動管理 コロナ対策のために実施される GPS 行動管理に ついてのプライバシーに関する外国メディアの反 応。 3.中国 データセキュリティ法 中国データセキュリティ法が成立したことを踏ま え、データ関連 3 法(サイバーセキュリティ法、デ ータセキュリティ法、個人情報保護法)の動向。
7 月	175 件	①28 件 ②19 件 ③1 件 ④102 件 ⑤0件 ⑥25 件	1.Apple Private Relay Apple がプライバシー保護のために提供する Private Relay について、セキュリティ対策のための リスクベース認証を無効化してしまう可能性。 2.Google 医療用画像認識 AI 医療分野において画像認識 AI の利用が進む 中、それによって生じるプライバシーに関する課 題。
8 月	171 件	①27 件 ②6 件 ③0 件 ④109 件 ⑤1 件 ⑥28 件	1.FTC 機械学習アルゴリズム これまでは個人情報の不正取得のみが規制され ていたが、不正に取得されたユーザーデータを用 いた AI についても規制する判断が行われた。 2.NIST AI リスク管理フレームワーク AI 関する規制が強化される動きがある中で、 NIST がセキュリティ、プライバシー、安全性に関わ るリスクを管理するためのフレームワーク開発に着 手した。
9 月	128 件	①20 件 ②5 件	1.トルコ 国家 AI 戦略

実施月	報告 件数	収集項目 別件数	要約
		③0 件 ④82 件 ⑤0 件 ⑥21 件	世界的に国家戦略として、AI に関する戦略を取りまとめる動きがみられ、トルコ政府が AI 戦略を公表。業種におけるデータシェアリングのためのクラウド・プラットフォームの設立を検討 2. 闘病 SNS 国内スタートアップが開発している闘病に関する SNS をベースにしたプライバシー保護の観点。
10 月	150 件	①14 件 ②5 件 ③1 件 ④107 件 ⑤1 件 ⑥22 件	1. 個人情報の正確性に関する AI 判定 機械学習を用いて、ユーザーが個人情報を提供する際にそれが真実か虚偽かを 89% の精度で判定することが可能とする論文の公表。 2. 顔認証 (外国の動向) 欧州、英国における警察機関による顔認識技術の利用禁止の動向。 3. 新 CCPA 実施規則策定 米国カリフォルニア州の新プライバシー法である CPRA に基づく規則制定案に関する予備的意見募集が行われた。法改正の経緯、意見募集項目について。
11 月	130 件	①37 件 ②3 件 ③1 件 ④58 件 ⑤0 件 ⑥31 件	1. Cookie レスのターゲティング広告 改正個人情報保護法の施行を控え、国内のデジタルプラットフォーム事業者が Cookie を用いない広告配信の仕組みを発表。 2. 加速度計から推測できる情報のプライバシー問題 スマートデバイスに搭載されることの多い加速度計から取得できる情報を用いて、心拍・呼吸・位置などの情報を推測することによるプライバシー問題。
12 月	118 件	①19 件 ②1 件 ③0 件 ④72 件 ⑤0 件	1. 透明性や説明責任を含む AI 規制 差別を含めたプライバシー問題から、欧州、米国において AI を規制する動きが強まる中、XAI (Explainable AI: 説明可能な AI) の利用を促進する動きがみられる。

実施月	報告 件数	収集項目 別件数	要約
		⑥26 件	2.プラットフォーム規制 米国において、個人データ駆動型アルゴリズムにより表示されるコンテンツをオプトアウトできるようにすることをデジタルプラットフォーム事業者に要求する法案が提出された。
2022 年 1 月	73 件	①16 件 ②0 件 ③0 件 ④31 件 ⑤0 件 ⑥26 件	1.ヘルストラッキング 健康情報を取得するセンサーが小型化し、様々なものに組み込まれている。指輪、マスク、電球等の各機器の概要と、取得される情報からのプライバシー上の懸念。 2.海外のプラットフォーム・広告規制 欧米におけるデジタルプラットフォーム事業者への広告規制が強化される動きが多くみられる中、欧州の政治広告規制、米国の監視広告規制に関する動向。
2 月	79 件	①17 件 ②2 件 ③0 件 ④37 件 ⑤0 件 ⑥23 件	1.同意ポップアップ 改正個人情報保護法の施行を控え、個人関連情報である Cookie を第三者提供する際の対応が事業者求められる。欧州では Cookie 取得時の同意取得方法が GDPR 違反とされるケースが生じている。 2.新しい生体認証 様々な種類のセンサーが高度化し、これまでにない種類の生体認証技術が登場してきていることから、それら生体認証の動向と生体情報についての課題。
3 月	80 件	①13 件 ②3 件 ③0 件 ④37 件 ⑤3 件 ⑥24 件	欧州ではデジタルプラットフォーム事業者に対する GDPR 違反、国内の不正アクセスやデータ流出の動向。

2.3 トピック報告

2.3.1 調査概要

収集対象のうち、経済産業省の指定する 3 つのトピックについてレポートを作成する。

- デジタル広告における DPF (デジタルプラットフォーム) 事業者の取組
- 海外における企業のプライバシーガバナンスの取組状況・プライバシーテックのサービス類型
- プライバシーフレームワーク(認証制度)に関する調査

2.3.2 デジタル広告における DPF 事業者の取組

● 調査内容

デジタル広告市場においてデジタルプラットフォーム事業者が、“プライバシー保護”を標榜して行う取組(Apple の IDFA (Identifier for Advertisers)同意取得義務化、Google の Chrome における Third-party Cookie 制限等)について、その背景、概要、プライバシー法制上の要請との関係、プライバシー上の効果、利用事業者(広告主等)に与える影響を調査し、整理する。

● 調査対象

デジタル広告におけるデジタルプラットフォーム事業者によるパーソナルデータの取扱い及びプライバシー保護に向けた取組について、Google、Apple を中心とするビッグテックの動向を対象とする。

● 調査結果

➤ プラットフォームの構造とデジタル広告の構造

- ◇ プラットフォームの構造に起因する問題点としては、プライバシーや利用者保護を理由とするルールメイキングを実施するが、不透明なルールメイキングにより他社排除、自社優遇の可能性を否定できないこと。
- ◇ デジタル広告の構造に起因する問題としては、多数の多様なプレイヤーが Personal Data を加工/流通させることによる Black Box 化。
- ◇ 問題意識の根幹は、Personal Data をコンテンツやアプリ提供者以外が①ユーザーを特定もしくは識別し、デバイス/サイトや事業者を越えて利用すること、②その可否や仕組みをプラットフォーム事業者が独自にルールメイキングすることであると考えられる。

➤ デジタル広告のプライバシー保護に関する各プレイヤーの動向

- ◇ 欧米の厳しい法制度(GDPR、CCPA/CPRA 等)に対応するため自主規制とこれを実現するためのソリューションを開発している。

- ✧ 世界的なプラットフォーム事業者対アドテク企業という形でそれぞれが対策を進めていることと、業界全体として調和を図ろうとする動きが同時並行している。
- ターゲティングに対する各プレイヤーの考え方
 - ✧ ターゲティングが規制されるなかで、コンテキストベースでの対策を考えるケースもでてきおり、そのような対策は実現可能だが閲覧時の興味関心でしかないと対象者属性をはじめ精度はかなり落ちるという問題も指摘されている。
- 規制後の新たな広告モデルの台頭と日本の状況
 - ✧ 国内におけるコンプライアンスを重視している傾向があるのではないかと。
 - ✧ 諸外国も含め新たな広告ビジネスの動向も注視しつつ、取組を進めているように思われる。

2.3.3 海外における企業のプライバシーガバナンスの取組状況・プライバシーテックのサービス類型

● 調査内容

「企業のプライバシーガバナンス」をこれから実践する企業にとって、参考となる具体的なフレームワーク、ツール及びサービス等を把握することを目的とし、海外におけるデジタルプラットフォーム事業者によるプライバシーガバナンスの取組み事例及びプライバシーテック企業によるソリューション事例について調査し、整理する。

各事例は、取組概要及び企業のプライバシーガバナンスガイドブックとの関係(3つの要素／5つの重点項目のうちのどれに該当する取組か)、好事例と考えられるポイントや成果等(有識者の声、消費者の声、経営指数の変化等)等を整理する。

プライバシーテック企業の提供するサービス事例を収集し、当該サービス内容を把握し、類型化した上で取りまとめる。

● 調査対象

調査対象とする国・地域は、欧州、米国とするがこれに限らない。企業のプライバシーガバナンスの取組み事例及びプライバシーテック企業の提供するサービスを、それぞれ10件～15件収集する。

● 調査結果

プライバシーガバナンスの取組みを実践している企業は、NIST プライバシーフレームワークの適用を宣言している、ISO/IEC 27701の認証を取得している、APEC CBPRsの認証を取得している、又はその他プライバシーへの取組みに関するリリース等を発信しているという仮説をたて、それらに該当する欧州、米国に拠点を置くデジタ

ルプラットフォーム事業者を中心に抽出した。それらのデジタルプラットフォーム事業者について、各社の公表事項を調査し、経営者が取り組むべき3要件(プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化、プライバシー保護責任者の指名、プライバシーへの取組に対するリソースの投入)又は5つのプライバシーガバナンスの重要項目(体制の構築、運用ルールの方策と周知、企業内のプライバシーに係る文化の醸成、消費者とのコミュニケーション、その他のステークホルダーとのコミュニケーション)に該当する取組みを確認できた10社を選定した。

調査結果を、以下に示す。

図表 5 海外における DFP 事業者によるプライバシーガバナンスの取組み事例

#	事業者名(国名)	取組概要
1	Adobe(米国)	取組概要: デバイス間の連携に基づくプライバシーコントロールの提供 ガイドブックとの関係: 消費者とのコミュニケーション
2	Alibaba(中国)	取組概要: デバイス間の連携に基づくプライバシーコントロールの提供 ガイドブックとの関係: 消費者とのコミュニケーション
3	Amazon Web Services(米国)	取組概要: Data Privacy Center による情報提供 ガイドブックとの関係: 消費者とのコミュニケーション
4	Apple(米国)	取組概要: プライバシーラベルを用いた取得するデータの一覧化・パーソナルデータの詳細情報の公開 ガイドブックとの関係: 経営者が取り組むべき三要件・消費者とのコミュニケーション
5	AT&T(米国)	取組概要: プライバシーセンターの設置とトランスパアレンシーレポートの公開 ガイドブックとの関係: 消費者とのコミュニケーション
6	CISCO(米国)	取組概要: トラストポータルを設置やトラストセンターを通じた情報公開 ガイドブックとの関係: 消費者とのコミュニケーション
7	Facebook(米国)	取組概要: Privacy basics からの情報公開・ユーザのデータ管理機能の提供 ガイドブックとの関係: 経営者が取り組むべき三要件・消費者とのコミュニケーション
8	Google(米国)	取組概要: プライバシーに係る原則の公開・データポータビリティ機能の提供

		ガイドブックとの関係:経営者が取り組むべき三要件・消費者とのコミュニケーション
9	IBM(米国)	取組概要:プライバシーステートメントの公開や Privacy by Design の実践 ガイドブックとの関係:プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化、企業内のプライバシーに係る文化の醸成
10	Twitter(米国)	取組概要:データ管理方法の動画による説明や取得情報に関する詳細な情報の提供 ガイドブックとの関係:消費者とのコミュニケーション

プライバシーテック企業のサービスの分類にあたり、IAPP(International Association of Privacy Professionals)が2017年から年次で公開している IPAA Privacy Tech Vender Report¹におけるサービス分類を参考とした。

この調査で用いたサービス類型を、以下に示す。

図表 6 表 プライバシーテックのサービス類型

項目	分類	概要
プライバシー・プログラム管理 (Privacy Program Management)	アセスメント管理 (Assessment manager)	プライバシー影響評価(PIA)の運用、リスク-ギャップ分析、コンプライアンスの実践、スプレッドシート、データ入力およびレポート作成を必要とする複雑なタスクの拡大を支援するなど、プライバシー・プログラムの様々な機能を自動化する。
	同意管理 (Consent manager)	組織がユーザーの同意を取得、追跡、実証、管理することを支援する。
	データマッピング (Data mapping)	データマッピングを手動または自動で生成し、組織が企業全体のデータフローを把握することを支援する。
	データ主体の 要求管理 (Data subject request)	組織がデータの権利を行使したい個人による問い合わせ対応を支援する。

¹ <https://iapp.org/resources/article/privacy-tech-vendor-report/>

項目	分類	概要
		データ主体からのアクセス、訂正、ポータビリティおよび消去を含む要求が含まれる場合がある。
	インシデント対応 (Incident response)	組織内でデータ侵害などのインシデントが発生した際の対応を支援する。 インシデントによって、何が侵害され、どの通知義務を果たす必要があるかについて、関連する利害関係者に情報を提供する。
	プライバシーに関する情報管理 (Privacy information manager)	世界中の最新のプライバシー法に関する広範囲な情報を組織へ提供する。
	Web サイトのスキャン (Website scanning)	Cookie やその他の規制への遵守を確実にするために、主にクライアントの Web サイトをスキャンして、どのような Cookie、ビーコン、その他のトラッカーが埋め込まれているかを調査し、適正化する。
企業プライバシー管理(Enterprise Privacy Management)	活動監視 (Activity monitoring)	組織内において個人データにアクセスできる権限を持つユーザーを管理し、データへのアクセスや処理の履歴など活動を監視する。
	データ検出 (Data discovery)	組織が保有している個人データの種類を判別し、分類する技術。 多くの場合、自動的に行われる。 プライバシーリスクとコンプライアンスを管理することを支援する。
	匿名化/仮名化 (Deidentification/ Pseudonymity)	データサイエンティスト、研究者、その他の利害関係者が、特定のデータセット内のデータ主体のプライバシーを損なうことなく、データセットから価値を引き出すことを支援する。

項目	分類	概要
	エンタープライズ コミュニケーション (Enterprise communication)	従業員間のやり取りなどから企業情報や個人情報が漏えいすることを回避するため、組織が安全な方法で内部のコミュニケーションすることを支援する。

プライバシーテック企業のうち、プライバシーテック市場において成長が顕著なスタートアップ(図表7の#1~7)、プライバシーテックに係るサービスを提供している大規模事業者(図表7の#8~13)、アジア諸国でプライバシーテックを提供する企業(図表7の#14~16)を抽出し、サービス内容を調査した。

図表 7 プライバシーテック企業のサービス事例

#	事業者名(国名)	概要
1	OneTrust(米国、英国)	個人情報保護に関連する様々な機能(レギュレーションの理解/社内におけるデータ検出機能/システム内でのデータの所在と関連性の把握/顧客との合意事項の管理など)を一つのプラットフォームで提供する。
2	BigID(米国)	AI/機械学習を活用したデータ検出機能に優れたデータ・ガバナンス・ツール。 プライバシー設定管理、ポリシー管理、エンドツーエンドのデータ権利の自動化、規制報告、データライフサイクル管理、データリスクに対応する機能を備えている。
3	AvePoint(米国)	規制へのコンプライアンスを確保するための多数のソリューションを提供する。
4	PRIVITAR(英国)	組織は、場所やデータ環境全体で一貫したデータプライバシーポリシーを定義、管理、適用し、コンテキストに応じてデータにプライバシーポリシーを適用することでデータユーティリティとプライバシーを最適化し、クラウドやオンプレミスのデータパイプラインテクノロジーと統合することでデータプライバシーを自動化できる。
5	Securiti(米国)	データマッピング、DSR フルフィルメント、同意管理、ベンダー評価、違反管理など、すべての主要なプライバシーコンプライアンス機能を単一の使いやすいプラットフォームで自動化する。

#	事業者名(国名)	概要
6	WireWheel(米国)	プライバシーの成熟度に関係なく、組織のプライバシー運用を支援する。
7	Collibra(米国)	大手企業に必要なデータ・ガバナンス機能やプライバシー管理機能を備えており、ビジュアライゼーション機能が強い。
8	Bloomberg Law(米国)	Bloomberg Law の Privacy and Data Security Practice Center は、Bloomberg Law プラットフォームに完全に統合されたコンポーネントであり、一次資料および二次資料、プラクティスツール、ニュース、ビジネスおよびマーケットインテリジェンスへの無制限のアクセスが含まれる。
9	BSI Cybersecurity and Information Resilience(アイルランド)	BSI Cybersecurity and Information Resilience は、幅広いテストと脆弱性管理にまたがるサイバーセキュリティサービスを提供する。
10	EY(英国)	EY の DPO One は、エンドツーエンドのデータプライバシー管理サービスソリューションである。 統合されたワークフロー、プロセス、およびデータベースを介してプライバシーアクティビティを一元化されたサマリーに自動化し、組織がプロセスを制御できるようにする。
11	IBM(米国)	IBM Security は、エンタープライズ・セキュリティー製品およびサービスの高度で統合されたポートフォリオを提供する。
12	Salesforce(米国)	Customer 360 Privacy Center は、顧客の要求や EU 一般データ保護規則などのデータプライバシー法を満たすのに役立つツールを提供する。
13	Thomson Reuters(米国)	データプライバシーアドバイザーは、プライバシーの専門家が、コンパイルしたリソースと人工知能を通じてコンプライアンスの質問に答えるのに役立つように設計されたソリューションである。
14	Tata Consultancy Service Limited(インド)	TCS MasterCraft の DataPlus は、データプライバシー、テストデータ管理、およびデータ品質管理機能を提供する統合データ管理ソフトウェアであり、組織がデータに対する信頼を構築するのに役立つツールを提供する。
15	PrivacyPioneer(中国)	PrivacyPioneer は、プライバシーコンプライアンスのためのライフサイクルソリューションを提供する。

#	事業者名(国名)	概要
16	ContextSpace Solutions Ltd(シンガポール)	ContextSpace は、コンプライアンスを実施するために完全に統合されたテクノロジーを備えたカスタマイズ可能なプライバシープログラムを提供する。

2.3.4 プライバシーフレームワーク(認証制度)に関する調査

- 調査内容

デジタルプラットフォーム事業者を含む企業を対象とした国内外の個人情報・プライバシー保護に関するフレームワーク及び認証制度について、それぞれの特徴を比較した調査を実施する。

- 調査対象

国内外を代表とする個人情報・プライバシー保護に関するフレームワーク及び認証制度として、NIST Privacy Framework(米国)、ISO/IEC 27701:2019、JIS Q 15001:2017、CBPRs を対象とする。

- 調査結果

調査結果を、以下に示す。

図表 8 フレームワーク及び認証制度調査結果

	ISO/IEC 27701:2019	NIST Privacy Framework	CBPR (Cross Border Privacy Rules)	JIS Q 15001:2017
制定年	2019	2020	2011	2017
対応して いる法令	特定の法令に 対応していない。	特定の法令に 対応していない。	APEC プライバシ ー原則	個人情報保護法
有効範囲	国際的	米国	APEC 域内の CBPR システム参 加国	国内
管理対象	PII(個人識別可 能情報)	プライバシー	自ら取得又は受 領し、APEC エコ ノミーとの間で越 境移転の対象と なる全ての個人 情報	(個人情報保護 法に基づく)個人 情報
対象範囲	組織(法人内の特 定の部署等でも 良い) PII 管理者、PII 処 理者の役割を決 定する必要がある。 。	事業者(米国企 業向け) 組織の規模や特 定の技術・領域・ 法律・管轄にとら われずに広範囲 で利用できる。	事業者(法人単 位) ※コントローラ(管 理者)向けの CBPR 認証と、プ ロセッサー(処理 者)向けの PRP 認証という 2 つの 種類がある。日本 では、法律の関 係で CBPR 認証 のみだが、アメリ カ等他の国では、 2 種類の認証を 付与している。	事業者(特定の部 署のみ、は認めら れない)
更新頻度	ISMS の更新審査 と同時(3 年毎)、 及び毎年の維持 審査	参考とすべきフ レームワークとい う位置づけであり、 認証ではない。	1 年毎	2 年毎(プライバ シーマーク制度 の場合)

3. 「データ流通促進WG」の運営及び事務

3.1. 概要

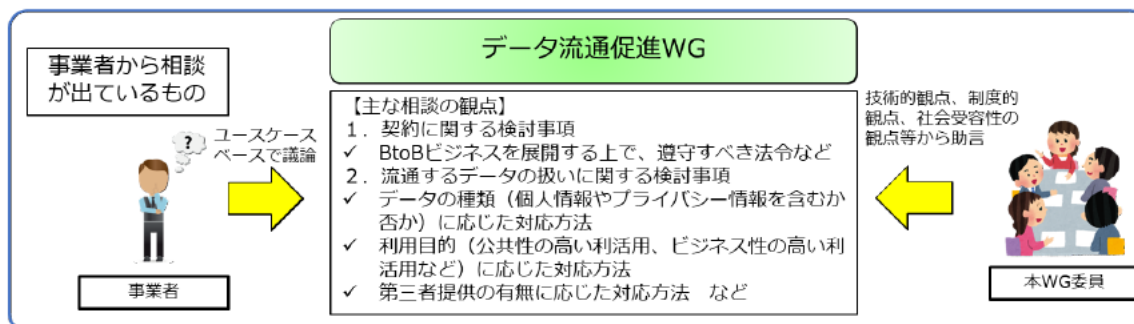
IoT (Internet of Things) で様々な機器やデータ等がつながり、業界横断した活用が進むと、ビジネスや社会全般に大きな革新をもたらすと期待されている。他方で、センサー等の機器の発達によって、取得されるデータにも変化がみられ、生活者のプライバシー侵害や、生活者が望まない形でデータが利用されることに対する漠然とした不安を抱えていること、第三者提供に係る本人同意の取得が困難であること、事業者による囲い込みにより、業界横断したデータ流通が進まないこと等、様々な理由で事業者がデータ利活用を躊躇していることが指摘されるようになった。

このような背景に鑑み、IoT 推進コンソーシアムは、2016 年 1 月に「データ流通促進 WG (座長: 森川博之東京大学教授) を設置し、データを活用したビジネスを検討している事業者から寄せられた相談事項 (契約に関する事項、流通するデータの扱いに関する事項等) に対して、委員より、技術的観点・制度的観点・社会受容性の観点等から、その解決に向けた助言等を行うことで、事業化への後押しを行ってきた。

デジタルプラットフォーム事業者を含む事業者は、データを活用した革新的なビジネスを生み出すイノベーションの担い手である一方で、異業種間の適切なデータ流通に関する透明性の確保や、個人情報やプライバシーの保護やセキュリティ確保等の観点から、データ活用・流通に関する課題に直面している。

本事業では、まず、先進的なビジネス・サービスを提供している事業者にヒアリングし、ユースケースを収集した。続いて、収集したユースケースの中から、デジタルプラットフォーム事業者やデータ利活用サービスの提供事業者がサービスを提供する場合のユーザーに対する義務やデータの第三者に提供する際の課題の抽出と整理を行い、選定したユースケースについて、WG で課題解決に向けた施策について議論と検討を行った。議論の結果については、事例集として取りまとめて公表する。

図表 9「データ流通促進ワーキンググループ」について(イメージ)



3.2. データ流通促進 WG 開催概要

事業者がサービスを提供する際に、技術的観点・制度的観点・社会受容性の観点から考慮が必要となる課題について検討するため、以下の体制で、データ流通促進WGを開催した。

図表 10 データ流通促進 WG 委員構成

区分	氏名(敬称略)	所属
座長	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科
委員	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所
	上田 淳	一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA) 個人データ保護専門委員会 株式会社日立製作所
	菊池 浩明	明治大学総合数理学部先端メディアサイエンス学科
	クロサカ タツヤ	株式会社企
	崎村 夏彦	OpenID Foundation
	高橋 克巳	日本電信電話株式会社 NTT 社会情報研究所
	寺田 眞治	一般社団法人融合研究所
	林 いづみ	桜坂法律事務所
	平岩 久人	PwC あらた有限責任監査法人
	古谷 由紀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 サステナビリティ消費者会議代表
オブザーバ	デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ	
	個人情報保護委員会事務局	

区分	氏名(敬称略)	所属
事務局	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課	
	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課	

WG では、データ流通・利用等に係る課題を持つ事業者を招聘し、各事業者のユースケースについて、委員による検討と助言等を行った。WG は、ビジネスに関わる具体的な部分について委員から忌憚ない意見を得るために、非公開形式で実施した。

3.2.1. 検討内容

令和3年12月に開催された第27回WGでは、今年度の開催概要およびWGの進め方について事務局より説明したのち、デジタルプラットフォーム事業者のユースケースについて審議を行った。最後に、データ流通促進WGの下に設置された、「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」と「カメラ画像利活用SWG」について、事務局から活動報告を行った。

なお、ここで示す回次は、2015年度からの通算回次としてのものである。

図表 11 令和3年度 データ流通促進WG(第27回) 開催概要

開催日時	2021年12月2日(木)16:00～18:00
開催場所	オンライン会議にて開催(Teams)
出席者	委員11名
議事	1. 開会 2. 挨拶 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課課長 3. 挨拶 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課課長 4. 挨拶 座長挨拶 5. 今年度の実施概要について 6. 本日の進め方の説明 7. 【審議】個別ユースケースの審議① 8. 【審議】個別ユースケースの審議② 9. 【報告】関連する取り組みについて - 「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会活動報告」 - 「カメラ画像利活用SWG 活動報告」 10. 座長総括 11. 事務局連絡 12. 閉会
配布資料	資料1 WG 開催要綱案

	資料 2 今年度の実施概要について 資料 3 本日の進め方について 資料 4 (検討事例1)ユースケース①資料 資料 5 (検討事例2)ユースケース②資料 資料 6 事務局説明資料(報告事項) 別紙 メンバーリスト
--	--

3.2.2. 取り扱ったユースケース

データ流通・利用等に係る先進的なビジネス・サービスを提供している事業者にヒアリングを行い、他の事業者が同様のサービスを提供する際に参考となりうる課題に直面している2社の事例を選定し、ユースケースとして扱った。

図表 12 データ流通促進 WG で取り扱ったユースケース一覧

	事業主体者(ジャンル)	事例の概要
1	プラットフォーム提供事業者 (行動履歴データ)	顔認証によって紐付けられたユーザーの行動履歴の二段階同意に基づきデータを利活用するもの。
2	プラットフォーム提供事業者 (音声データ)	音声データの匿名化によりデータを利活用するもの。

a. ユースケース①

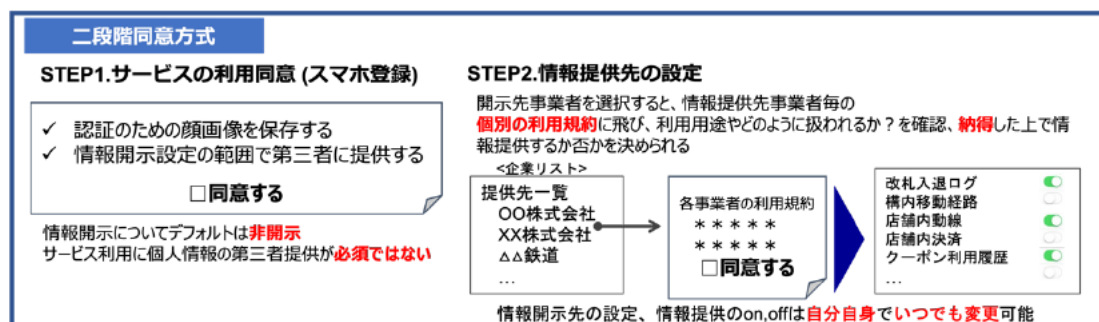
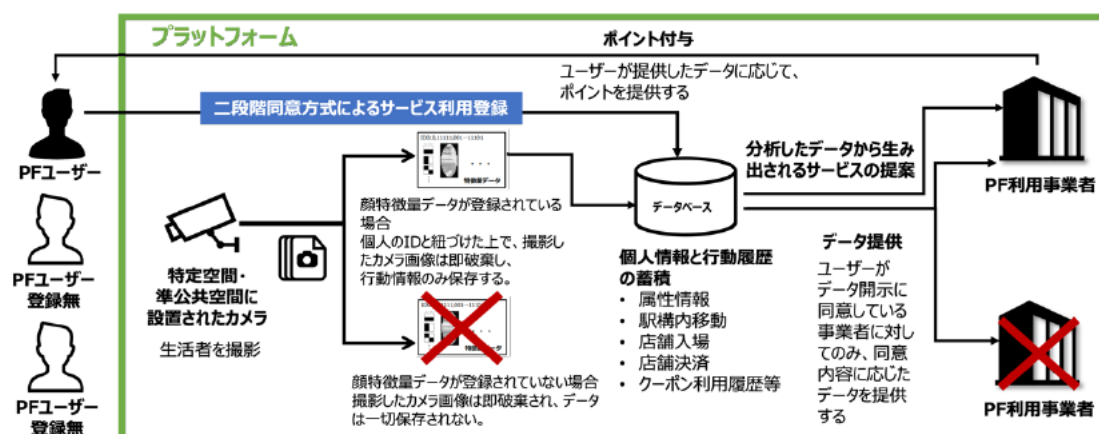
情報提供者に配慮した情報の第三者提供同意スキームの構築事例

<概要>

プラットフォーム提供事業者が、特定空間（店舗内等、事業者が管理権限を持つ空間で、準公共空間以外の空間）および準公共空間（駅や空港等、事業者が管理権限を持つが、不特定多数の生活者が自由にアクセスでき、通ることができる空間）に設置したカメラで撮影した画像を用いて、顔認証を実施しユーザーの行動履歴を取得する。プラットフォーム提供事業者は、ユーザーの行動履歴を分析し、ユーザーの同意に基づき、ユーザーの行動履歴をプラットフォーム利用事業者に提供するとともに、行動分析をした結果得られたサービスアイデアを提案する。ユーザーは、プラットフォーム利用事業者から、データの提供に対する報酬としてポイントを付与される。データの提供については、情報提供者であるユーザーのプライバシーへ配慮した第三者への情報提供の仕組みとして二段階同意方式を採用する。

顔認証によって紐付けられたユーザーの行動履歴の二段階同意に基づく利活用モデル。

図表 13 顔認証によって紐付けられたユーザーの行動履歴の二段階同意に基づくデータの利活用イメージ



ユースケース前提について

相談者の業種・役割など	【本 WG 相談者の業種】 ■プラットフォーム提供事業者 【本 WG 相談者の役割】 ■個人に紐づく情報を一括管理するためのプラットフォームを構築し、提供する。 ■特定空間および準公共空間に設置されたカメラにより顔画像を含む画像を撮影することについて、事前告知と通知を行う。 ■ユーザーの同意に基づくデータの提供を行うため、プライバシーへ配慮した第三者への情報提供の仕組みとして二段階同意方式を構築する。 ➤ STEP 1 サービスの利用に関する同意取得（スマホ登録） ◇ 認証のための顔画像を保存する
-------------	---

	◇ 情報開示設定の範囲で第三者に提供する ◇ 情報開示についてデフォルトは非開示 ◇ サービス利用に個人情報の第三者提供は必須ではない ➤ STEP2 情報提供先の設定 ◇ 情報開示によるメリットをインフォームする ◇ 企業一覧リストから開示を許可する企業を選択する ◇ 開示先事業者を選択すると、情報提供先事業者毎の個別の利用規約に飛び、利用用途等を確認する ◇ 各企業の利用目的に納得した上で、取得データ一覧リストから開示を許可する行動履歴を選択する ◇ ON,OFF はいつでも切り替え可能。ON の間は情報を提供し、OFF 時は情報を提供しない
対象となるデータ	【本 WG 相談者が取得するデータ】 ■本プラットフォームサービスの利用登録にあたり取得したユーザーの個人情報（顔特微量データ含む）およびユーザーが設定した第三者提供の是非とその対象・範囲 ■特定空間および準公共空間に設置したカメラで撮影した生活者の画像と画像の顔認証により生成される行動履歴 ➤ 撮影した画像は、個人識別に利用された後に、即座に廃棄される。 ➤ 本プラットフォームサービスの利用登録をしているユーザーについては、顔特微量データと照合された後、個人 ID と紐付けられ行動履歴が保存され、ユーザーの同意に基づいて第三者提供がなされる。 ➤ 本プラットフォームサービスの利用登録をしていない生活者については、顔画像データが撮影されるが、顔特微量データが登録されていないため、個人 ID と紐付けされずに即座に削除される。
データの利用目的	【本 WG 相談者】 ■特定空間および準公共空間に設置されたカメラで撮影した画像からユーザーの行動履歴を取得することで、行動特性を分析する。 ■顔認証に基づく個人の行動特性を分析できるプラットフォームの提供および行動履歴を分析した結果得られたサービスアイデアを提案する。

	【ユーザーの行動履歴の提供を受けるプラットフォームサービスの利用事業者】 ■取得したデータを分析・活用し、自らのサービス・商品の開発や改善のために用いる。 ■提供されたデータに応じたポイントをユーザーに付与する。
契約関係	【プラットフォーム利用ユーザー契約】 ■本 WG 相談事業者⇔プラットフォーム利用ユーザー （プラットフォームの利用に伴う個人情報（顔画像を含む）の登録および顔認証に基づき取得される行動履歴データの利活用、並びにユーザー自らが設定した条件に応じたデータの第三者提供とデータの提供に応じたポイントの付与。 サービス利用登録においては、二段階同意方式を採用する。） 【プラットフォーム利用事業者契約】 ■本 WG 相談事業者⇔プラットフォーム利用事業者 （プラットフォーム提供事業者は、顔認証により取得したユーザーの行動履歴の分析結果を行い、ユーザーの同意に基づいたユーザーの行動履歴と行動分析をした結果得られたサービスアイデアをプラットフォーム利用事業者に提供する。 プラットフォーム利用事業者は、より高度な分析を行うために、自社の提供サービスと本プラットフォームの個人 ID 連携のために必要なデータを、プラットフォーム提供事業者に提供することができる。 プラットフォーム利用事業者は、ユーザーが二段階同意方式において同意した条件に基づき第三者提供先としてユーザーのデータをプラットフォーム事業者から提供を受け、それに対してユーザーにポイントを付与する。）
WG での審議	
相談内容	1. 二段階同意方式による同意取得の有用性 2. ユーザーが提供した情報を削除した場合のポイントの扱い 3. サービス未登録の生活者に対する対応 4. 顔認証における海外ユーザーに対する配慮事項 5. 社会受容性の観点での課題
WG 委員からの回答	1. 二段階同意方式による同意取得の有用性 ■ 二段階同意方式における通知と同意について ➢ 通常のサービスは、サービスの利用規約と個人情報の提供が一括同意になっていることが多いため、二段階同意

	方式において、サービス利用開始時に個人情報の提供が必須でないことは、重要で望ましいと考えられる。 ➤ サービス利用とデータの第三者提供について、二段階で同意を取得することは、ユーザーの納得感も高くなり、丁寧で良いと思われる。 ➤ 同意取得の際に、「同意する」ボタンしかない、同意を強制しているように見える。「同意しない」ボタンを設置して、本人が選択できる仕組みにした方が良いのではないかな。 ➤ 第三者提供に関する二段階目の同意において、提供先の利用規約確認後に、「同意しない」ことを選択できるようにした方が良いと思われる。 ➤ 個人情報の提供先について、いつでも変更可能であることが予め提示されることで、ユーザーは安心してサービスの利用登録ができるのではないかな。 ➤ 通知と同意については、ISO/IEC29184 情報技術－オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意のJIS 化も進めているので参照すると良い。 ■ プラットフォーム提供事業者求められるユーザーへの対応 ➤ データ主体であるユーザーから見ると、プラットフォーム提供事業者が提供するプラットフォームが、データの第三者提供先も含めたワンストップのプラットフォームとなることから、一般的なサービスプロバイダーがデータを取得する時よりも、プラットフォーム提供事業者の責任は重くなるのではないかな。 ➤ プラットフォーム提供事業者は、プラットフォーム利用事業者とユーザーの結節点を握ることとなるため、二段階同意方式に加えて、わかりやすく詳細な通知をすることが求められるだろう。例えば、サービスについて図やイラストを用いて説明する、ユーザーエクスペリエンスのジャーニーを示すなどといったことが、今日的には求められていくのではないかな。 ➤ 取得データの機微性とセンシティブティが高いことから、二段階同意方式にとどまらず、より高い次元でのわかりやすさやコントロールのしやすさを目指すことが求め
--	---

	られるため、予め、プラットフォーム提供事業者に求められる水準が高いと認識することが重要と考える。 ■ プラットフォーム提供事業者求められる第三者提供先への対応 ➤ 二段階同意において、第三者提供先の個別の利用規約を確認する際に、利用目的・用途が単に「マーケティング用途」という記載である場合、利用用途が不明瞭のまま、ユーザーに同意を迫ることになり、既存の一段回同意取得と変わらなくなる。 ➤ ユーザーが本サービスを利用する際には、プラットフォーム提供事業者のブランドへのトラストに基づき、データ提供に同意する人が多くなることが予想される。そのため、プラットフォーム提供事業者は、第三者提供先の利用規約の内容を精査し、データの利用目的・用途を明確に記述するよう依頼する等、プラットフォーム提供事業者として管理することが必要となると思われる。 2. ユーザーが提供した情報を削除した場合のポイントの扱い ■ ポイントの扱いについては、プラットフォーム提供事業者ではなく、ポイントを提供するプラットフォーム利用事業者が決めることになる。ただし、プラットフォーム提供事業者が一定の規律を作成することもありうることから、各事業者がきちんとルールを作って決めるべきである。 ■ ユーザーの提供情報削除時のポイントの扱いについては、ポイント付与のタイミングで処理することがあり得る。一定期間、データを活用する期間があつてから、ポイントが付与されるのであれば、サービスに登録してデータを提供し、ポイント取得後すぐにデータの削除依頼をすることで、不当にポイントが取得されることも避けられるのではないかな。 3. サービス未登録の生活者に対する対応 ■ サービス登録者への説明だけではなく、このサービスの使用や撮影を避けたい人、知らずに写り込んでしまった人への説明についても、十分に検討する必要がある。 ■ サービス開始時は、一定程度、カメラのある場所が認知されている状態を作れると思うが、サービスが進展してデジタルサイネージなどとの連携が進むと、一般の生活者には、どのカメラで情報が取得されているかがわからなくなると考えら
--	---

	れる。本サービスは監視カメラとは異なる目的で個人情報を取得することから、より丁寧な説明が必要である。 4. 顔認証における海外ユーザーに対する配慮事項 ■ 海外在住者がユーザー登録をして、外国にいる段階でサービスを利用可能な状態とすると、外国でのユーザーの追跡に該当し、GDPR等の諸外国の法律が適用されると思われるため、国内だけでアプリを起動させるようにした方が良いのではないか。外国でもデータを追跡するアプリを作成したい場合には、域外適用を前提としたものとするべきではないか。 5. 社会受容性の観点での課題 ■ データ管理者としてのプラットフォーム提供事業者とプラットフォーム利用事業者との責任分界点、役割やコントロールの分担を明確化する必要があると思われる。 ➤ 例えば、情報漏えいなどのインシデント発生時のエスカレーションルールや体制、情報共有、データ主体への通知に関するオペレーションなどについて、サービス構想・設計時から検討した方が良い。 ■ ユーザーとのコミュニケーションについて、規約などをわかりやすく説明したとしても、不安な点やお困りの点が発生するため、あらかじめ問合せ窓口を公表しておくなど、サービスとしての UI/UX の観点からも整備をしておく、ユーザーにとっても安心感が出てくるとと思われる。
--	---

b. ユースケース②

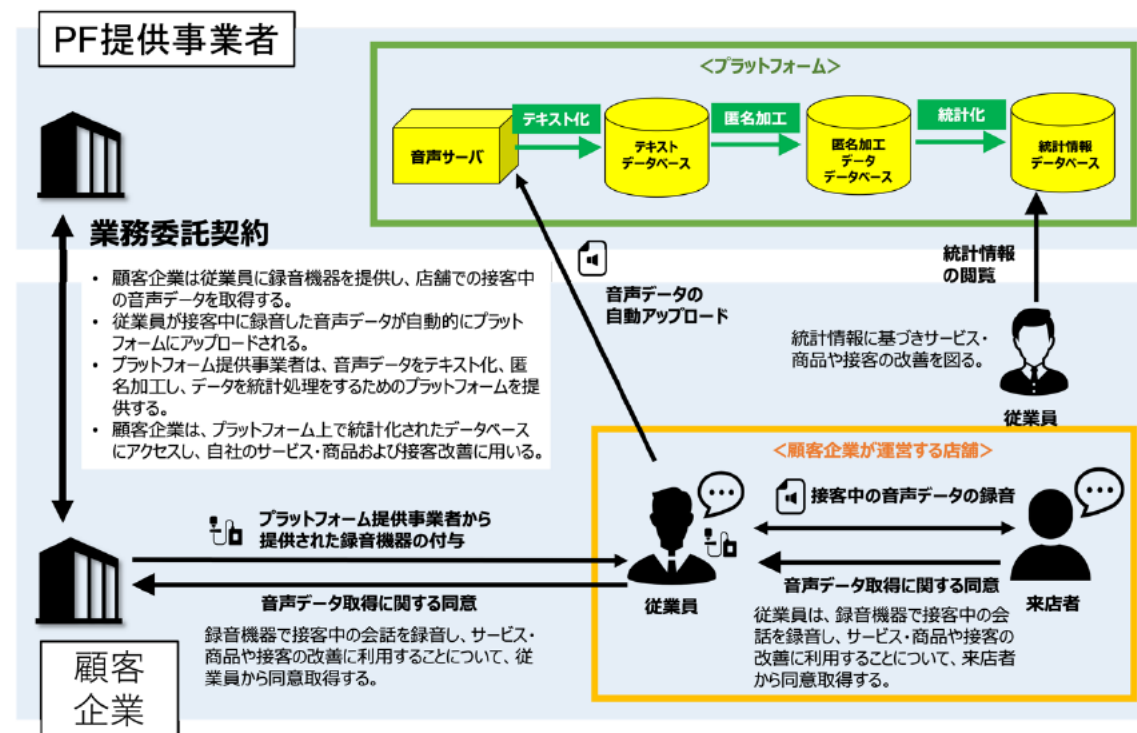
店舗における従業員および顧客の音声データの利活用事例

<概要>

プラットフォーム提供事業者は、データ取得事業者との間で業務委託契約を締結し、当該データ取得事業者から提供された音声データの管理・分析をする（異なったデータ取得事業者の音声データを含めた分析は行わない）ためのプラットフォームサービスを提供する。データ取得事業者は、自らが運営する店舗において、来店者の同意を取得した上で、従業員が接客中の会話を録音し、プラットフォームに音声データを保存する。プラットフォーム提供事業者は、保存された音声データをテキスト化および匿名加工処理を施した上で、データを統計化する。データ取得事業者は、プラットフォーム上で統

計化されたデータを閲覧し、従業員の接客の改善や顧客の購買欲求情報（インサイト）の分析を行うことが可能となる。
音声データの匿名化によるデータ流通利活用モデル。

図表 14 音声データの匿名化によるデータ流通利活用イメージ



ユースケース前提について

相談者の業種・役割など	【本 WG 相談者の業種】 ■プラットフォーム提供事業者 【本 WG 相談者の役割】 ■データ取得事業者が取得した音声データを、管理し、テキスト化と匿名加工およびデータ分析を実施するためのプラットフォームを提供する。 ■データ取得事業者が、自社の店舗で音声データを取得するためのデバイスを提供する。 ■データ取得事業者が、来店者の音声データを取得する際の通知や同意取得のための対応に関するサポートを行う。 ■データ取得事業者が、従業員の音声データを取得する際の従業員との間の同意取得のための対応に関するサポートを行う。
対象となるデータ	【本 WG 相談者が管理するデータ】 ■従業員が店舗内で接客をする際に取得された、来店者と従業員

	自身の音声データ。 ■音声データのテキスト化により生成される個人情報を含む可能性のあるデータ。 ■音声データの匿名加工データおよび統計データ。
データの 利用目的	■接客中の会話からしか得られない、来店者のリアルな意見や要求を知るために音声データを取得し分析することで、データ取得事業者のサービスや商品の品質改善等に用いる。 ■接客中の音声データの分析により優秀な従業員の接客態様を可視化し、他の従業員の接客サービスの改善に用いる。
契約関係	【業務委託契約】 ■本 WG 相談事業者（業務委託先）⇔データ取得事業者（業務委託元） （業務委託契約に基づくプラットフォームサービスの提供） 【雇用契約】 ■データ取得事業者⇔従業員 （雇用契約とは別に、接客の際に装着したマイクから収集された音声データのサービス改善目的での利用とそこから分析したデータの利用について同意書を締結する）
WG での審議	
相談内容	6. 取得した音声データの個人情報該当性 7. 音声データ取得に関する通知と同意取得における配慮事項 8. プラットフォーム提供事業者としての責任
WG 委員 からの回 答	6. 取得した音声データの個人情報該当性 ■ 取得した音声データの会話内容が特定の個人を識別できるものの場合 ➤ 録音された会話が、氏名等により、特定の個人を識別できるようなものは、個人情報に該当すると思われる。 ➤ 個人情報に該当する音声データをデータベース化すれば、個人データに該当するのではないか。 ➤ 録音された音声データの個人情報該当性は、テキスト化前後で変わるものではなく、取得の際には、会話が特定の個人を識別できるものである可能性も考慮し、個人情報の取得を前提とした対応が必要となるのではないか。 ■ 個人識別符号としての声紋取得の可能性 ➤ 録音した音声から特徴量を抽出し、本人を認証可能なデータに変換した場合、当該データは個人識別符号に該当

すると考えられる。しかし、本ケースは、このような個人識別符号の取得には当たらないと思われる。

7. 音声データ取得に関する通知と同意取得における配慮事項

■ 音声データ取得目的の限定

- コールセンターなどの苦情対応や、商談の契約段階において具体的な説明が必要となる場面などの音声データ取得は、利用目的が明確で生活者に納得してもらいやすいと思われる。ただし、それ以外のシーンでは、カメラ画像よりも音声データの取得の方が生活者にとっては抵抗が強くなる可能性があるのではないか。
- 特に、会話が取得されることは、自分の考えや行動そのものが取得されることになるため、より抵抗感が強くなり得ると思われる。そのため、カメラ画像よりも、利用目的を限定的なものとして、生活者が納得する形での同意を取得する必要があるのではないか。

■ 音声データ取得の事前告知と通知

- 音声データ取得に同意している来店者ばかりではなく、音声データを取得される店舗には行きたくないとする生活者や、音声データ取得に同意していない来店者の音声を意図せずに拾ってしまう可能性もあることから、それらの人にも配慮した対応が望ましい。
- 音声データ取得の事前告知や通知は、カメラ画像の場合と同様では足りないと思われる。カメラ画像の場合には、カメラ設置場所周辺で事前告知をすれば良いが、音声データの場合には、ピンマイクを付けていても通常はその用途はわからないため、録音機器を装着している人の周りの音声データが取得されていることが、来店者がすぐに判別できるような状態とすることが望ましい。
- 音声データの取得の際には、誰が録音しているか、いつ録音を開始し、いつ終了するのかがわかるように説明をし、同意を得た上で録音を行うことが望ましい。

8. プラットフォーム提供事業者の責任

■ データ取得事業者に対する対応

- 業務委託契約であるならば、責任は委託元企業側にあるため、委託の条件や契約をきちんと定め、責任分界を明確にする必要があると考えられる。

	➤ 業務委託先であるプラットフォーム提供事業者が、Application Service Provider としてツールを提供する場合には、通知または公表は委託元となるデータ取得事業者がすべきことであると考えられる。ただし、一般的に委託元企業にはそれらに関する知見が乏しい場合もあるため、来店者や従業員への対応について、データ取得事業者に情報を提供し、教育をすることは、プラットフォーム提供事業者の責任となると思われる。 ■ データ取得事業者と従業員への対応 ➤ データ取得事業者の従業員にとっては、ピンマイクの装着や自らの接客中の音声データの収集を、企業側の優越的地位の濫用により行わされている可能性があり得る。 ➤ 従業員に対しては、一定程度の音声データの取得は、雇用契約の範囲で可能な場合もあるが、音声データ取得に同意しないことで不利益を被ることがないようにし、事前の意思確認を行い、自由意志のもとで同意書にサインを求める等の対応が必要であると考えられる。新たな用途で音声データを取得する場合には、その都度、同意書を取得することが望ましい。 ➤ 大規模に導入する場合には、事前に労働組合と話をすることなどの対応を行うことが望ましい。 ➤ 委託元企業が、従業員が同意せざるを得ない状況で対象者全員から同意書を取得する可能性もあり得るため、委託先であるプラットフォーム提供事業者が、委託元企業による優越的地位の濫用が生じないようサポートをする必要があると考えられる。
--	--

3.2.3. 結果

WG では、事業者がビジネス・サービスを展開する際に直面している、もしくは今後直面する可能性のある課題と論点について検討した。これらの成果については、今後のデータ利活用の促進と、生活者にとって有用なサービスが展開されるための一助とすべく、データ流通促進 WG で得られた知見として、2021 年 3 月に公表した「新たなデータ流通取引に関する検討事例集第 1 分冊改訂版」に事例を追加し、2022 年 3 月末に公表予定である。

なお、WG では、事業者のビジネスに関する具体的な課題についても検討を行うが、事例集では、それらを抽象化し、今後、データの利活用が進展した際に、同様のビジネス・サービスを提供する事業者が直面する可能性のある課題と論点としてまとめている。

3.3. ヒアリング

IoT・AI・ビッグデータ等の領域でデータ利活用の先進的なビジネス・サービスを提供している事業者に、結果の非公開を前提としてヒアリングを実施した。

3.3.1. 実施概要

ヒアリング対象事業者については、IoT 推進コンソーシアム会員で WG での相談を希望する事業者、データ利活用の領域において先進的なビジネス・サービスを提供している事業者、データ流通促進 WG 事務局が相談を受けた事業者等のうち、経済産業省と協議の上、選定した。ヒアリング対象事業者のビジネス・サービス領域としては、AI、DX、HR、シェアリングエコノミー、小売、位置情報サービス、カスタマーサービス等を中心に、データ利活用の先進的なサービスを提供している 10 社に対して、ヒアリングを実施した。

図表 15 ヒアリング時に用いた質問事項

ヒアリングにてお聞かせいただきたい内容

- ① サービス概要
- ② データ流通促進における課題など、こういった点について問題意識を持たれているのか？
- ③ サービスにおける下記の内容（お伺いできる範囲にて）
 - A) データ取得時；
 - ・ 取得データの内容や個人情報該当性
 - ・ 通知公表の方法
 - ・ 生活者とのコミュニケーションの方法
 - B) データ利活用時；
 - ・ 利活用データの内容や個人情報該当性
 - ・ 利活用方法（匿名化・統計化、第三者提供、共同利用）等
 - ・ 生活者・第三者との間での契約・同意取得の内容
- ④ その他、ご要望等

参考：データ流通促進WG <http://www.iotac.jp/wg/data/>

[「新たなデータ流通取引に関する検討事例集第1分冊改訂版概要」](#)

[「新たなデータ流通取引に関する検討事例集第1分冊改訂版」](#)

上記「ヒアリング時に用いた質問事項」を事業者に事前送付し、

- (1) サービス概要
- (2) データ流通促進における課題や問題意識
- (3) サービスにおける具体的な内容
- (4) その他、ご要望等

について質問することに加えて、各事業者の状況に応じた課題などについて、ヒアリングを行った。

3.3.2. ヒアリング実施結果

ヒアリングを実施した結果として、データ流通促進 WG のユースケースとして「情報提供者に配慮した情報の第三者提供同意スキームの構築事例」と「店舗における従業員および顧客の音声データの利活用事例」を選定し、検討した。

ヒアリングにあたっては、WG でのユースケースとして取り扱うことに至らなかった事業者に対しても、各事業者の要望に応じて、データ流通における論点整理や WG 委員への相談の機会なども設けた。

ヒアリング対象事業者に対するヒアリング結果として、明らかになったデータ流通と利活用における共通点としては、以下の点が挙げられる。

- ① サービス設計の段階から、本事業で実施している「カメラ画像利活用 SWG」で作成し公開した「カメラ画像利活用ガイドブック ver2.0」を参考とする事業者が増えている。
- ② 「カメラ画像利活用ガイドブック ver2.0」において、データ取得時に必要な対応が整理されていることから、多くの事業者がこれを参照して対応している。
- ③ カメラ画像に限らず、データの利活用においてはまだ整理されていない課題があると感じている事業者が多く、特に、データを利用することに対する社会受容性が十分には得られていない点に対する懸念が大きかった。
- ④ 特に、進歩の著しい AI 等の分野においては、未整理の課題や顕在化していない論点が多く、本 WG に対しての事業者からのニーズも高い。

3.4. まとめ

事業者へのヒアリングやデータ流通促進 WG における議論を通じて、事業者が直面している共通の課題や問題意識が整理された。今後、新規サービスが創出され、デジタルプラットフォーム上で様々データが統合され流通することが進めば、個人情報やプライバシー保護、セキュリティにおける課題はより複雑化することが予想される。これら課題に対して適切な対応がなされぬまま、デジタルプラットフォーム上でデータが流通すると、生活者のプライバシー侵害や、生活者が望まない形でデータが利用されることに対する漠然とした不安が高まり、データ流通促進の阻害要因となりうる。個人情報とプライバシーの保護とデータの適切な利活用を考慮した上での、技術的観点・制度的観点・社会受容性の観点等からの検討は重要性が増すと考えられる。

4. 企業のプライバシーガバナンスモデル検討会の運営及び事務

4.1. 概要

分野・産業の壁を超えてデータに関する取引を活性化させることを目的とした「IoT推進コンソーシアム・データ流通促進ワーキンググループ」(座長:森川博之東京大学大学院教授)では、パーソナルデータ等の流通を伴う事例に対し、関連法制度(個人情報保護法など)の観点、及びその他配慮が必要となる事項(プライバシー保護など)の観点から、生活者から一定の信頼を得るために必要なこと等について助言を実施してきた。

データ流通促進 WG において、プライバシーガバナンスに関する検討の必要性が明確となったことを受け、2019 年 10 月、データ流通促進ワーキンググループの下に、企業に求められるプライバシーガバナンスについて、ビジョン、管理体制構築、事業への落とし込み、消費者やビジネスパートナーとの関係構築など、重要となる項目を整理・検討するため「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」(座長:佐藤一郎国立情報学研究所教授)を設置し、2020 年 8 月に経済産業省・総務省より「企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0」²(以下、プライバシーガバナンスガイドブック)を公表した。

加速するデジタル時代において、デジタルプラットフォーム事業者をはじめとする、データ活用・流通の担い手である企業において、個人情報を取り扱う機会の増大によりプライバシーガバナンスの必要性が増している。一方で、公開されているプライバシーガバナンスに対する取組事例もまだ少なく、これからプライバシーガバナンスの取り組みを始めようとする企業にとっては、プライバシーガバナンスの導入が困難であるという課題があった。そのため、今年度、プライバシーガバナンスガイドブックの記載内容の充実を図るべく、プライバシーガバナンスに取り組む企業へヒアリングを行い、プライバシーガバナンスに取り組もうとする企業にとって参考となる取組を実施している企業の事例のプライバシーガバナンスガイドブックへの掲載について検討を行った。

4.2. ヒアリング調査

4.2.1. 実施概要

昨年度までに、ヒアリングを実施した企業を踏まえつつ、プライバシーガバナンスモデル検討会での話題提供、プライバシーガバナンスガイドブック事例更新、プライバシーガバナンスガイドブックに関するウェビナーの内容充実につなげていくことを目的に、プライバシーガバナンスを実践している企業、企業のプライバシーガバナンスモデ

² DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0
<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200828012/20200828012-1.pdf>

ル検討会委員から推薦いただいた企業、プライバシーガバナンスに関するアンケート回答企業などを対象に、22 社を選定し、ヒアリングを実施した。

図表 16 ヒアリング時に用いた質問事項

ヒアリングにてお聞かせいただきたい内容

- ① プライバシー対応への取り組み状況
 - ・ 個人情報保護法対応含め、プライバシー対応、各国の個人情報保護法など取り組みについてお聞かせください。
- ② プライバシーガバナンスの取組による成果
 - ・ 顧客からの反応や何かしらの事業指標など、プライバシー対応に取り組んだことでの成果として、良い影響が見られた点はございますか？
- ③ プライバシーへの課題意識
 - ・ 最近のプライバシーに関する動向等を踏まえて、どういった点について課題意識を持たれていますか？
- ④ プライバシーガバナンスガイドブックへの期待（新規事例を追加して[ver1.1](#)を2021年7月公開）
 - ・ 今後本ガイドブックを改善していく上で必要な点について、ご意見をお聞かせください。（ガイドブックの新たな項目や他社事例など）
 - ・ 今後プライバシーについてのガイドブックとして、公開した方が良いテーマは、どういったものがありますか？（カメラ画像ガイドブックのようなテーマガイドブックなど）
 - ・ 御社の取組の経験を踏まえて、プライバシーガバナンスガイドブックを実践する上で、多くの企業で課題になると思われる点として、どのようなものがありますか？
- ⑤ グローバルなプライバシーガバナンスの取り組み状況
 - ・ データを越境移転する場合の体制や個別のマニュアル等は整っていますか？
- ⑥ プライバシーガバナンスに関するアンケート・ウェビナー
 - ・ プライバシーガバナンスに関する他企業の取組や動向に関し、御社が知りたいこと等がありますか？
 - ・ プライバシーガバナンスガイドブックの普及のため、ウェビナーを実施しておりますが、取り上げて欲しいテーマとして、どのようなものがありますか？

参照：「企業のプライバシーガバナンスセミナー」 [第1回](#)（2021年7月）、[第2回](#)（同9月）、[CEATECセミナー](#)（同10月）
[「プライバシーガバナンスに関するアンケート結果（速報版）」](#)（2021年10月）

ヒアリングに際しては、上記「ヒアリング時に用いた質問事項」を事業者に事前送付し、

- (1) プライバシー対応への取組状況
- (2) プライバシーガバナンスの取り組みによる成果
- (3) プライバシーへの課題意識
- (4) プライバシーガバナンスガイドブックへの期待
- (5) グローバルなプライバシーガバナンスの取組状況
- (6) プライバシーガバナンスに関するウェビナー・アンケートへの要望

について質問することに加えて、各事業者の状況に応じた課題などについて質問した。

4.2.2. 実施結果

ヒアリング内容については、プライバシーガバナンスに関する企業の取組として各社ごとに整理し、企業のプライバシーガバナンスモデル検討会で報告を行った。そのうち、公開に同意を得られた16の企業・団体に関して、「プライバシーガバナンスに関する調査結果(取組状況例)³」としてまとめ、公開した。

4.3. 検討会

企業のプライバシーガバナンスモデル検討会を設置し、審議を行った。

プライバシーガバナンスガイドブック ver1.0 公表後の反響や新たに生じた課題意識の共有を行った上で、プライバシーガバナンスに関する先進事例の検討や、プライバシーガバナンスガイドブック普及広報のための施策に関する議論を行った。具体的には、プライバシーガバナンスの先進的な取組を行っている企業より話題提供を受け、各社の取組について、どの点がプライバシーガバナンスの観点から優れているか、どの点が他の企業にとっても参考となりえるか等を検討した。プライバシーガバナンスガイドブックの充実を図るため、各社の取組を事例として追加し、公表することを目指した。

また、プライバシーガバナンスガイドブックの普及広報施策(ウェビナーやアンケート調査の設計等)についても議論を行った。

図表 17 企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 委員構成

区分	氏名(敬称略)	所属
座長	佐藤 一郎	国立情報学研究所
委員	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所
	落合 正人	SOMPOリスクマネジメント株式会社
	クロサカ タツヤ	株式会社企
	小林 慎太郎	株式会社野村総合研究所
	穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科
	高橋 克巳	日本電信電話株式会社 NTT 社会情報研究所
	林 達也	LocationMind 株式会社 株式会社パロンゴ
	日置 巴美	三浦法律事務所

³ プライバシーガバナンスに関する調査結果(取組状況例)

<https://www.jipdec.or.jp/topics/news/20220318.html>

区分	氏名(敬称略)	所属
	平岩 久人	PwC あらた有限責任監査法人
	古谷 由紀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 サステナビリティ消費者会議
	村上 陽亮	株式会社 KDDI 総合研究所
	森 亮二	英知法律事務所
	若目田 光生	一般社団法人日本経済団体連合会 株式会社日本総合研究所
オブザーバ	デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ	
	個人情報保護委員会事務局	
	経済産業省 国際室	
	総務省 情報流通振興課デジタル企業行動室	
	経済産業省 知的財産政策室	
	経済産業省 産業人材課	
事務局	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課	
	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課	

4.3.1. 検討会開催概要

企業のプライバシーガバナンスモデル検討会を、下記の通り、3回実施した。

a. 第1回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会

第1回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会では、経済産業省・総務省からの挨拶の後、事務局より、企業のプライバシーガバナンス検討会の開催目的と進め方について説明し、事業開始時から実施したヒアリングの結果共有を行った。その後、企業からの取組事例紹介と委員との質疑応答を行った。最後に、事務局より「プライバシーガバナンスガイドブックへの事例反映」「事業者・有識者ヒアリングで見えてきた共通課題」「プライバシーガバナンスに関するウェビナーとアンケート」の説明が行われ、それぞれの議題に対し、委員より意見をいただいた。

開催概要は以下の通りである。

図表 18 第1回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 開催概要

開催日時	2021年6月25日(金)10:00～12:00
開催場所	オンライン会議にて開催(Teams)
出席者	委員13名(欠席1名)

議事	1. 開会 2. 開催要項の承認 3. 挨拶 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課課長 4. 挨拶 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課課長 5. 挨拶 座長挨拶 6. 本検討会の開催の目的と進め方について 7. 【事務局説明】 - 事業者ヒアリングの結果共有 8. 【企業からの取組紹介】 - A 社 9. 【事務局説明】 - プライバシーガバナンスガイドブックへの事例反映 - 事業者・有識者ヒアリングで見えてきた共通課題 - プライバシーガバナンスに関するウェビナーとアンケート 10. 【ディスカッション】 - 事業者ヒアリングの方向性、ガイドブックへの事例反映 - 事業者・有識者ヒアリングで見えてきた共通課題 - ウェビナー・アンケートの方向性 11. まとめ・事務連絡 12. 閉会
配布資料	資料 1 開催要綱案 資料 2 委員構成 資料 3 企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 開催の目的と進め方について 資料 4 事業者ヒアリングの結果共有について 資料 5 A 社事例紹介 資料 6 事務局説明資料

b. 第 2 回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会

第 2 回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会では、事務局より、本日の進め方の説明を行い、事業者へのヒアリング結果の共有を行った。その後、企業 2 社よりそれぞれの取組事例についての紹介があり、質疑応答が行われた。最後に、事務局より「ガイドブック改訂」「セミナー、アンケート調査のご報告」「プライバシーガバナンスの広がり(カメラ画像利活用 SWG での検討状況)」が報告され、審議事項である「これまで

にいただいたご意見と対応案」「事例掲載の基本的な考え方案」「事業者ヒアリングにより得られた具体的事例案」について説明を行い、委員より意見をいただいた。

開催概要は以下の通りである。

図表 19 第2回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 開催概要

開催日時	2021 年 9 月 1 日 (水) 15:00～17:30
開催場所	オンライン会議にて開催 (Teams)
出席者	委員14名
議事	1. 開会 2. 【事務局説明】 - 本日の進め方 3. 【事務局説明】 - 事業者ヒアリングの結果共有 4. 【企業からの取組紹介】 - B 社 - C 社 5. 【事務局説明】 - 報告事項: ガイドブック改訂、セミナー、アンケート調査のご報告、プライバシーガバナンスの広がり - 審議事項: 事業者・有識者ヒアリング・第1回検討会・書面審議を踏まえた今後の方向性案、事例掲載の基本的な考え方案、事業者ヒアリングにより得られた具体的事例 6. 【ディスカッション】 7. まとめ・事務連絡 8. 閉会
配布資料	資料1 第1回議事録 資料2 委員構成 資料3 【事務局説明資料】本日の進め方 資料4 【事務局説明資料】事業者ヒアリングの結果共有 資料5 【事業者資料】B 社事例紹介 資料6 【事業者資料】C 社事例紹介 資料7 【事務局説明資料】 参考資料1 企業向け・消費者向けアンケート調査 調査票 参考資料2 事業者・有識者ヒアリング・第1回検討会・書面審議で主なご意見

	参考資料 3 ご意見を踏まえたプライバシーガバナンスガイドブックの修正のイメージ
--	--

c. 第3回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会

第3回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会では、事務局より、本日の進め方の説明を行い、事業者へのヒアリング結果の共有を行った。その後、企業よりの取組事例についての紹介があり、質疑応答が行われた。最後に、事務局より「セミナー報告」「アンケート調査結果(速報版)」「ガイドブック ver1.2 書面審議状況」が報告され、審議事項である「事業者ヒアリングより得られた具体的な事例」「アンケート調査結果(詳細版)」「海外企業のプライバシーガバナンス・プライバシーテック事例」「これまでにいただいたご意見と対応案について」の説明を行い、委員より意見をいただいた。

開催概要は以下の通りである。

図表 20 第3回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 開催概要

開催日時	2022 年 1 月 24 日 (月) 9:30～12:00
開催場所	オンライン会議にて開催 (Teams)
出席者	委員 14 名
議事	1. 開会 2. 【事務局説明】 - 本日の進め方 3. 【事務局説明】 - 事業者ヒアリングの結果共有 4. 【企業からの取組紹介】 - D 社 5. 【事務局説明】 - 報告事項: セミナー報告 ・ アンケート調査結果(速報版)のご報告 ・ ガイドブック ver1.2 審議状況 - 審議事項: ・ 事業者ヒアリングにより得られた具体的な事例 ・ アンケート調査結果(詳細版) ・ 海外企業のプライバシーガバナンス・プライバシーテック事例 ・ これまでにいただいたご意見と対応案について 6. 【ディスカッション】 7. まとめ・事務連絡

	8. 閉会
配布資料	資料 1 第2回議事録 資料 2 委員構成 資料 3 【事務局説明資料】本日の進め方 資料 4 【事務局説明資料】事業者ヒアリングの結果共有 資料 5 【事業者資料】D 社事例紹介 資料 6-1 【事務局説明資料】報告事項:セミナー報告 資料 6-2 【事務局説明資料】報告事項:アンケート調査結果(速報版) 資料 6-3 【事務局説明資料】報告事項:ガイドブック ver1.2 書面審議状況 資料 6-4 【事務局説明資料】審議事項:事業者ヒアリングにより得られた具体的事例 資料 6-5 【事務局説明資料】審議事項:【概要版】アンケート調査結果(詳細版) 資料 6-6 【事務局説明資料】審議事項:海外企業のプライバシーガバナンス・プライバシーテック事例 資料 6-7 【事務局説明資料】審議事項:これまでにいただいたご意見と対応案について 参考資料 1 「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック企業のプライバシーガバナンスモデルガイドブック ver1.2」案 参考資料 2-1 【公開用詳細版】企業向けアンケート調査結果 参考資料 2-2 【公開用詳細版】消費者向けアンケート調査結果 参考資料 2-3 【公開用詳細版】企業向け・消費者向けクロス集計 参考資料 3 事業者・有識者ヒアリング・第 1 回検討会・ver1.1 書面審議・第 2 回検討会・ver1.2 書面審議 参考資料 4 企業のプライバシーガバナンスガイドブック普及広報状況について

4.3.2. 検討結果

a. 事例の追加について

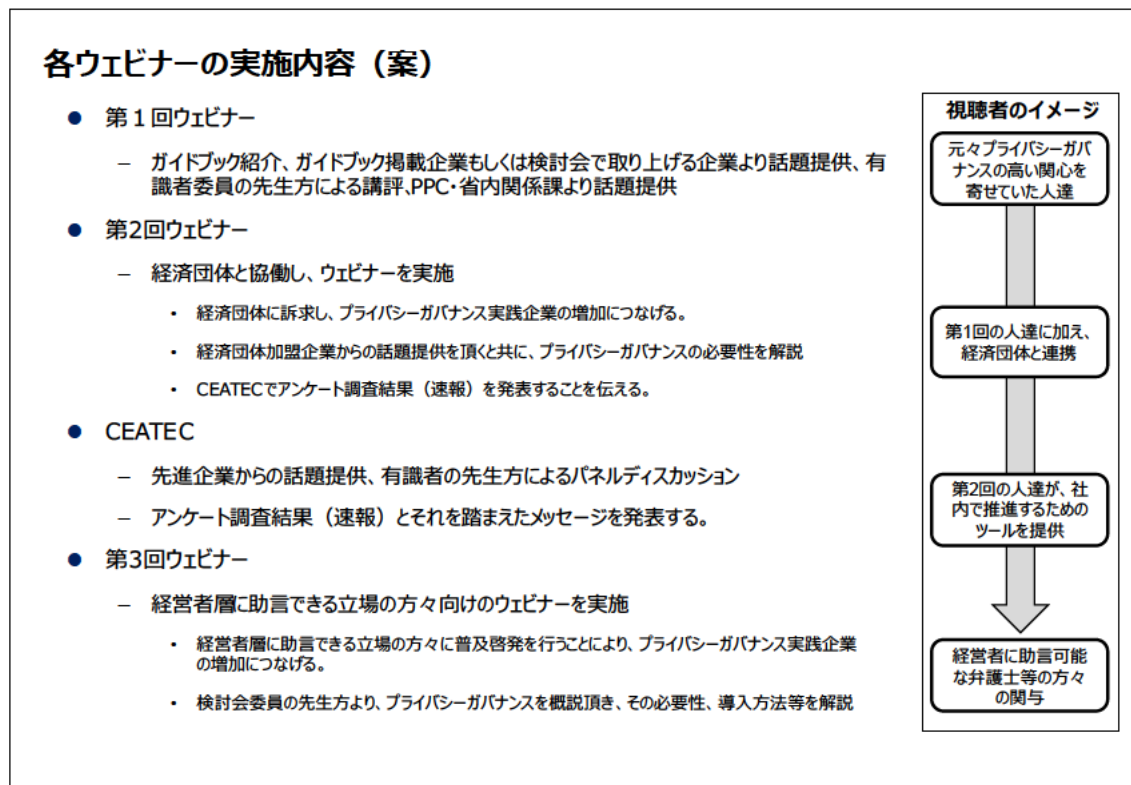
各検討会では、ヒアリングより抽出した事例とその掲載箇所について、第 1 回検討会では 3 社 12 事例、第 2 回検討会では 4 社 8 事例、第 3 回検討会では 2 社 2 事例について検討し、その後のメール審議も経て、以下の事例を掲載することを決定した。

検討会	掲載箇所	掲載事例
第1回	4. 1 体制の構築	- 参天製薬「グローバルでプライバシーガバナンスを構築」 - KDDI「データガバナンス室の設置」
第2回	3. 2 プライバシー保護責任者の指名	- トヨタ自動車「プライバシー保護責任者の指名」 - ヤフー「最高データ責任者(CDO)、データ保護責任者(DPO)の指名」
	4. 1. 4 内部監査部門やアドバイザリーボードなどの第三者的組織の役割	- セーフィー「外部有識者会議の設置」
	5. 3 プライバシー影響評価(PIA)	- 資生堂「プライバシー影響評価(PIA)の実践」
第3回	4. 1. 4 内部監査部門やアドバイザリーボードなどの第三者的組織の役割	- NEC「デジタルトラスト諮問会議の設置」
	5. 3 プライバシー影響評価(PIA)	- JCB「サービスコントロールミーティングの実践」

b. ウェビナー、アンケート調査について

今年度の4回のウェビナーの実施予定について、その実施内容案を第1回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会で、以下のような資料を示し、委員より意見をいただいた。

図表 21 各ウェビナーの実施内容(案)



またプライバシーガバナンスに関するアンケートについては、企業向け・消費者向けでそれぞれアンケート調査を実施することから、企業と消費者の認識のズレを集計から読み取れるように、以下のように対比する形で、調査票案を示した。

図表 22 プライバシーガバナンスに関するアンケート調査票案

4. プライバシーガバナンスアンケート調査			
質問項目（案）			
分類	企業向けアンケート調査	消費者向けアンケート調査	狙い
プライバシーへの課題認識	企業が感じるプライバシーへの課題認識はなにか？	消費者が感じるプライバシーへの課題意識はなにか？	企業が感じるプライバシー上の課題と消費者が感じるプライバシー上の課題にズレがないか？
プライバシー対応の取組状況	企業はどんなプライバシー対応を実施しているか？ （三要素・重要項目・その他）	消費者が望むプライバシー対応はなにか？ （三要素・重要項目・その他）	企業が行っているプライバシー対応と消費者が望むプライバシー対応にズレがないか？
プライバシー対応への評価	自社のプライバシー対応は十分だと感じるか？	企業のプライバシー対応により自身のプライバシーは十分に保護されていると感じるか？	企業が行っているプライバシー対応の水準と消費者が求めるプライバシー対応の水準にズレがないか？
プライバシー対応を行う企業への評価	プライバシー対応に取り組んでいる企業はどこか？	自身のプライバシーを保護してくれていると感じる企業はどこか？	企業がベンチマークしている企業と消費者が着目している企業のズレがないか？
ガイドブックの認知度	プライバシーガバナンスガイドブックが公開されたことをご存じでしたか？	プライバシーガバナンスガイドブックが公開されたことをご存じでしたか？	プライバシーガバナンスガイドブックの現状の認知度を把握する
ガイドブックへの期待	プライバシーガバナンスガイドブックにもっと記載した方が良い事は何か？	プライバシーガバナンスガイドブックにもっと記載した方が良い事は何か？	ガイドブックの見直しに繋げる。
ウェビナーへの期待	プライバシーに対する企業の取組に関して企業の立場から聞いてみたい事は何か？	プライバシーに対する企業の取組に関して消費者の立場から聞いてみたい事は何か？	今後の普及啓発、ウェビナーの企画に繋げる。
プライバシーの消費行動への影響	消費行動を促すためにプライバシーの取組を発信しているか？	企業がプライバシーに取り組んでいるかが消費行動に影響しているか？	企業が発信しているプライバシーの取組とそれが消費行動に影響しているか？
プライバシーの信頼獲得への影響	お客様の信頼獲得を得るためにプライバシーの取組を発信しているか？	企業がプライバシーに取り組んでいるかがお客様の信頼獲得に影響しているか？	企業が発信しているプライバシーの取組とそれが信頼獲得に影響しているか？
プライバシーの企業価値への影響	企業価値向上を目指すためにプライバシーの取組を発信しているか？	企業がプライバシー対応をしているかが企業価値向上に影響しているか？	企業が発信しているプライバシーの取組とそれが企業価値向上に影響しているか？

37

4.3.3. 企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1 と ver1.2 の公表

今年度の企業のプライバシーガバナンスモデル検討会では、ガイドブックの充実を図るため、事例を追加し、公表していくことを目指して取組を推進してきた。

第1回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会で検討し、掲載について委員の承認を得た2事例を追加し、2021年7月19日に「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1」として公表した⁴。

また、第2回及び第3回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会にて検討し、掲載について委員の承認を得た6事例を追加し、2022年2月18日に「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2⁵」として公表した。「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2」については、事例の追加に加え、個人情報保護法の改正等に合わせた文言や表現の修正等も行った。

⁴ DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1

<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210719001/20210715009.html>

⁵ DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220218001/20220218001.html>

4.4. まとめ

Society5.0の実現により、デジタルプラットフォームにおけるデータの利活用はイノベーション創出の源泉であり、ビジネスのコアとなることが予想されている。同時に、デジタルプラットフォームにおいて取り扱うデータの範囲が広がることで、プライバシーに関わる問題は多様化・複雑化することが予想され、企業にとっては、何らかの組織的な対応が必要となってきた。実際に、本事業で実施したアンケートにおいても明らかになったように、消費者のプライバシーへの関心は高まっており、消費者がプライバシーの観点から企業を評価・峻別し始めている。

プライバシーガイドブック ver1.0 では、企業経営者及び経営戦略・支援担当者向けに、企業に求められるプライバシーガバナンスとして、今後の企業経営者が取り組むべき要件、そして組織体制を明らかにした。また、プライバシー問題は企業だけで解決できることは多くないことから、消費者を含む社会との関係について、消費者やステークホルダーとのコミュニケーション等について提示した。

今年度は、プライバシーガバナンスガイドブックの普及や消費者のプライバシーへの関心の高まりに伴い、プライバシーガバナンスに取り組もうとする企業が増えたことから、それらの企業にとって参考となる取組事例を追加することにより、プライバシーガバナンスガイドブックの充実を図った。2021年7月に公開したプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1 では、企業に求められる「体制の構築」に関する2事例、2022年2月に公開した ver1.2 では、「プライバシー保護責任者の指名」に関する2事例、「内部監査部門やアドバイザリーボードなどの第三者的組織の役割」に関する2事例、「プライバシー影響評価(PIA)」に関する2事例を追加し公開した。

本事業では、企業ヒアリングや企業のプライバシーガバナンスモデル検討会における議論を通じて、プライバシーガバナンスに関して、企業が直面している共通の課題や問題意識を整理した。今後、デジタルプラットフォーム上で様々なデータが統合され流通することが進めば、プライバシーガバナンスに対して適切な対応がなされないことは、消費者・生活者のプライバシーの侵害のリスクが高まるだけではなく、企業全体の経済的かつ社会的な価値に深刻な影響を与え企業価値を毀損する可能性があることから、デジタルプラットフォームを提供する企業と利用する企業ともに、プライバシーガバナンスの重要性がより高まる。また、プライバシーガバナンスを取り巻く環境は、技術の進歩や社会の関心においても変化していく。そのため、今後も、企業だけではなく消費者や社会のニーズ等に応じた検討を継続することが重要である。

5. 「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」の利用状況の把握・普及啓発

5.1. 概要

データ活用・流通に関する課題の整理に向けて、専門的かつ集中的に議論が必要なテーマとして、「個人情報・プライバシー保護」の領域が存在する。この「個人情報・プライバシー保護」の領域に関し、IoT 推進コンソーシアム「データ流通促進ワーキンググループ」(座長:森川博之 東京大学教授)の下に、安全なデータ流通を促進することを目的に、個人情報・プライバシー保護等に着眼した「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」(座長:佐藤一郎 国立情報学研究所教授)を 2019 年より設置している。

「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」は、Society5.0 に向けてイノベーションが加速する中で、企業の個人情報・プライバシー保護への要請が高まっている状況を踏まえ、新たな事業にチャレンジしようとする企業が、プライバシー問題について能動的にマネジメントし、ひいては新たな事業の円滑な実施に不可欠な信頼の獲得に繋がるプライバシーガバナンスの構築に向けて取り組むべきことを「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0⁶」としてまとめ、2020 年に経済産業省及び総務省より公表した。その後も、「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」は検討を進め、事例の充実を図った形で、2021 年 7 月に「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1⁷」、2022 年 2 月には「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2⁸」を公表するに至った。

「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」の利用状況の把握・普及啓発の取組では、デジタルプラットフォーム事業者を含めた企業を対象に、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」の利用状況や個別事例を把握することを目的として企業向けアンケート調査を実施するとともに、消費者のプライバシーに対する意識や消費者から見たプライバシー保護に取り組む企業の抽出を行うために、消費者向けアンケート調査を実施した。加えて、デジタル取引市場の健全な発展に資するため、企業の積極的なプライバシー対応を促進することを目的に「企業のプライバシーガバナンスセミナー」を実施した。「企業のプライバシーガバナンス

⁶ 経済産業省ニュースリリース「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0」を策定しました

<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200828012/20200828012.html>

⁷ 経済産業省ニュースリリース「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1」を策定しました

<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210719001/20210715009.html>

⁸ 経済産業省ニュースリリース「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2」を策定しました

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220218001/20220218001.html>

スセミナー」では、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」の普及啓発を進めるとともに、プライバシーガバナンスに取り組む企業の講演や「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」委員によるパネルディスカッションを企画し、データ活用・流通の前提となるプライバシー保護の在り方及びプライバシー保護のために企業に求められる取組等の周知を行った。

5.2. 企業のプライバシーガバナンスセミナー

5.2.1. 実施概要及び実施結果

DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0、ver1.1 及び ver1.2 の普及啓発を目的に、企業のプライバシーガバナンスセミナーとして、全 4 回のセミナーを実施した。

以下に、各回の開催概要及び実施結果を記載する。

a. 第 1 回企業のプライバシーガバナンスセミナー

第 1 回企業のプライバシーガバナンスセミナーは、プライバシーガバナンスに課題意識・興味・関心などがある企業の方々を対象として、プライバシーガバナンスへの取組が前進するように、プライバシーガバナンスの導入方法や導入効果などを伝え、企業内での実践に役立てて頂くことを目的に、以下のように実施した。

図表 23 第 1 回企業のプライバシーガバナンスセミナー 開催概要

開催概要	
イベント タイトル	加速する DX 時代、プライバシーへの取組を企業価値向上につなげていく ～先進企業の実例から学ぶ、有識者委員が語る～
主催	経済産業省、総務省、一般財団法人日本情報経済社会推進協会
後援	個人情報保護委員会事務局
開催日時	2021 年 7 月 20 日(火) 13:30-16:00
開催方法	オンライン形式(Teams Live Event 使用)

第 1 回企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、2021 年 7 月に経済産業省と総務省が公表した「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1」を踏まえ、ガイドブックの内容やポイントの解説を経済産業省から講演した後、パーソナルデータを取り扱うリーディングカンパニーの方々からの最新情勢を踏まえた事例紹介、「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」の検討委員でもある有識者の方々によるパネルディスカッション、個人情報保護委員会事務局よりプライバシーガバナンスの前提となる個人情報保護法制の最新動向や経済産業省商務情報政策

局サイバーセキュリティ課より隣接領域となるサイバーセキュリティの動きについても話題提供頂いた。

プログラムは、以下の通りである。

図表 24 第1回企業のプライバシーガバナンスセミナー プログラム

時間	プログラム
13:30	開会の御挨拶 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長 須賀 千鶴
13:35	「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」のご紹介 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長補佐 小松原 康弘
13:50	先進企業の事例紹介： パーソナルデータの利活用における日立的のプライバシー保護の取り組み 株式会社日立製作所 サービスプラットフォーム事業本部 サイバーセキュリティ技術本部 プライバシー保護推進グループ 主任技師 宮澤 泰弘氏
14:05	先進企業の事例紹介： NTTドコモにおける「データガバナンス」の取り組み 株式会社 NTTドコモ マーケティングプラットフォーム推進部 部長 鈴木 敬氏
14:20	先進企業の事例紹介： 参天の個人情報保護体制構築の取組みについて 参天製薬株式会社 執行役員 ジェネラル・カウンセル(GC)兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)兼 法務・コンプライアンス本部長 増成 美佳氏
14:35	パネルディスカッション 佐藤 一郎氏(国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授) 日置 巴美氏(三浦法律事務所 弁護士) 平岩 久人氏(PwC あらた有限責任監査法人 システム・プロセス・アシュアランス部 パートナー) 古谷 由紀子氏(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 監事/ サステナビリティ消費者会議 代表)

時間	プログラム
	森 亮二氏(英知法律事務所 弁護士)
15:25	個人情報保護のための民間の自主的取組の促進について 個人情報保護委員会 事務局 参事官 赤阪 晋介氏
15:40	DX 時代のサイバーセキュリティ対策について 経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課 課長補佐 猪瀬 優
15:55	閉会の御挨拶 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課 課長 小川 久仁子
16:00	閉会

上記のプログラムで実施された第1回企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、先進的な取組を実践する企業より様々な形のプライバシーガバナンスの在り方が提示され、各企業の取組に対して、企業のプライバシーガバナンスモデル検討会の有識者委員よりパネルディスカッション形式で講評が行われた。パネルディスカッションでは、企業の取組事例を受け、BtoB、BtoBtoC、BtoCなどの取引形態を問わず、プライバシーガバナンスは顧客の信頼獲得と競争力強化につながることや、プライバシーガバナンスは、内部統制の面で、会社・役員の責任に係る問題への対策となり、ビジネスの面では、消費者だけでなく、投資家などのステークホルダーからの信頼を獲得にもつながることなどが議論された。また、視聴者へのメッセージとして、プライバシーへの取組はコストではなく、商品・サービスのクオリティを上げるという観点で取り組んで欲しいとのご意見も出された。

また、第1回企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、申込登録者数 1,951 名、視聴者数(ユニークユーザー)2,067 名に上り、セミナー申込時に頂いたアンケートの結果から視聴者属性の上位カテゴリーは以下の通りであった。

業種:①情報通信業、②製造業、③コンサルティング

職種:①法務、②情報システム、③経営/企画

従業員規模:①5,000 人超、②1,001 人～5,000 人、③301～1,000 人

役職:①管理職、②一般職、③専門職

なお、議論の詳細な内容および視聴者の属性情報については、イベントレポートとして、IoT 推進コンソーシアムのホームページ⁹及び経済産業省ホームページ¹⁰にて公開されている。

b. 第2回企業のプライバシーガバナンスセミナー

第2回企業のプライバシーガバナンスセミナーは、新たにプライバシーガバナンスに取り組む企業に対し、プライバシーガバナンスの導入方法、導入効果などを伝え、企業内での実践に役立てていただくことを目的に、経済団体と連携を図り、第1回企業のプライバシーガバナンスセミナーで対象としたプライバシーガバナンスに課題意識・興味・関心などがある企業の方々に加え、経済団体所属企業なども対象として、以下のように実施した。

図表 25 第2回企業のプライバシーガバナンスセミナー 開催概要

開催概要	
イベント タイトル	加速する DX 時代、プライバシーへの取組を経営戦略として捉えるためには ～実践企業の実例から学ぶ、有識者委員が語る～
主催	経済産業省、総務省、一般財団法人日本情報経済社会推進協会
後援	個人情報保護委員会事務局、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会
開催日時	2021 年 9 月 14 日 (火) 13:00-15:30
開催方法	オンライン形式 (Teams Live Event 使用)

第2回企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、2021 年 7 月に経済産業省と総務省が公表した「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1」を踏まえ、ガイドブックの内容やポイントの解説を経済産業省から講演した後、これからプライバシーガバナンスに取り組む、もしくは現在取り組んでいる企業にとつ

⁹ IoT 推進コンソーシアム掲載：第1回企業のプライバシーガバナンスセミナー イベントレポート
<http://www.iotac.jp/wp-content/uploads/2021/10/%E7%AC%AC1%E5%9B%9E%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%81%AE%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%90%E3%82%B7%E3%83%BC%E3%82%AC%E3%83%90%E3%83%8A%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%82%BB%E3%83%9F%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%82%A4%E3%83%99%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%AC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88.pdf>

¹⁰ 経済産業省ホームページ掲載：第1回企業のプライバシーガバナンスセミナー イベントレポート
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacygovernance_seminar_report_2021_1.pdf

て参考になる事例として、プライバシーガバナンスを実践する企業から講演いただき、プライバシーガバナンス実践企業がどのようなことをプライバシー上の課題と捉え、その課題解決のためにどのように取組を進めてきたのか、プライバシーガバナンスを実践するにあたって苦労した点をどのように解決したのか、プライバシーガバナンスに取り組んだ結果として得た効果などを中心にお話いただくと共に、プライバシーに関する今後の展望と取組方針などについてもお話しいただいた。

加えて、企業のプライバシーガバナンスモデル検討会の検討委員である有識者の方々から、プライバシーガバナンスの進め方や実践する上での要点、各企業の規模や事業内容に応じたプライバシーガバナンスの実践方法などを解説いただき、これからプライバシーガバナンスに取り組む企業にとって、その取組が前進するヒントを様々な視点からお話いただいた。

また、個人情報保護委員会事務局よりプライバシーガバナンスの前提となる個人情報保護法制の最新動向についても話題提供があった。

プログラムは、以下の通りである。

図表 26 第2回企業のプライバシーガバナンスセミナー プログラム

時間	プログラム
13:00	開会の御挨拶 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長 須賀 千鶴
13:05	「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」のご紹介 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長補佐 野村 至
13:20	実践企業の事例紹介： 資生堂における「プライバシーガバナンス」の取り組み 株式会社資生堂 情報セキュリティ部 マネージャー 藤井 正浩氏
13:35	実践企業の事例紹介： プライバシーガバナンスに関する取り組み セーファー株式会社 代表取締役社長 CEO 佐渡島 隆平氏
13:50	実践企業の事例紹介： パーソナルデータの利活用における JCB のプライバシー保護の取り組み 株式会社ジェーシービー コンプライアンス部情報管理室 主幹 日辻 治彦氏
14:05	パネルディスカッション

時間	プログラム
	宍戸 常寿氏(東京大学 大学院法学政治学研究科 教授) 若目田 光生氏(一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会 デジタルエコノミー 推進委員会企画部会 データ戦略ワーキンググルー プ 主査/株式会社日本総合研究所 リサーチ・コン サルティング部門兼創発戦略センター 上席主任研究 員) 板倉 陽一郎氏(ひかり総合法律事務所 弁護士) 日置 巴美氏(三浦法律事務所 弁護士) 落合 正人氏(SOMPOリスクマネジメント株式会社 サイバーセキュリティ事業本部 特命部長) 古谷 由紀子氏(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 監事/サステナビリティ 消費者会議 代表)
15:05	個人情報保護のための民間の自主的取組の促進について 個人情報保護委員会事務局 企画官 矢田 晴之氏
15:20	閉会の御挨拶 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課 課長 小川 久仁子
15:25	閉会

上記のプログラムで実施された第2回企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、プライバシーガバナンスを実践する企業より事業内容に応じた様々な形のプライバシーガバナンスの在り方が提示され、各企業の取組に対して、企業のプライバシーガバナンスモデル検討会の有識者委員より講評が行われた。講評の中では、各企業の取組を受け、プライバシー保護に関する組織の役割分担、責任分担に加え、早い段階からチェックを行う体制を構築することで、後戻りの無駄がなく、必要な対策を行うことができることや、どこまでリスクを許容するかをきちんと検討し、積極的なプライバシー保護というファンクションを入れていくことで、意識が変わり、ポジティブに取り組めるのではないかとといった議論がなされた。また、視聴者へのメッセージとして、ガイドブックは基本的にモデルであり、本質的に何をやるべきかをしっかりと検討することが必要ではないかというご意見も出された。

また、第2回企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、申込登録者数 1,412 名、視聴者数(ユニークユーザー)1,629 名に上り、セミナー申込時に頂いたアンケートの結果から視聴者属性の上位カテゴリーは以下の通りであった。

業種:①情報通信業、②製造業、③金融・保険・不動産業、④コンサルティング

職種:①法務、②経営/企画、③情報システム

従業員規模:①5,000 人超、②1,001 人～5,000 人、③301～1,000 人

役職:①管理職、②一般職、③専門職

なお、議論の詳細な内容および視聴者の属性情報については、イベントレポートとして、IoT 推進コンソーシアムのホームページ¹¹及び経済産業省ホームページ¹²にて公開されている。

c. CEATEC2021 企業のプライバシーガバナンスセミナー

CEATEC2021 企業のプライバシーガバナンスセミナーは、2021 年 10 月 19 日から 10 月 21 日の期間で開催された CEATEC 2021¹³のオンラインイベントの一環として実施された。CEATEC2021 企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、2021 年 8 月から 9 月に実施されたアンケート調査の速報版の内容をお伝えするとともに、プライバシーに配慮したイノベーションを進める上でのポイントをお伝えすることを目的に、以下のように実施した。

図表 27 CEATEC2021 企業のプライバシーガバナンスセミナー 開催概要

開催概要	
イベント タイトル	加速する DX 時代、プライバシーに配慮したイノベーションを進めていくためには
主催	経済産業省、総務省、一般財団法人日本情報経済社会推進協会

¹¹ IoT 推進コンソーシアムホームページ掲載 第2回企業のプライバシーガバナンスセミナー イベントレポート

<http://www.iotac.jp/wp-content/uploads/2021/11/%E7%AC%AC2%E5%9B%9E%E3%82%BB%E3%83%9F%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%82%A4%E3%83%99%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%A%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88.pdf>

¹² 経済産業省ホームページ掲載 第2回企業のプライバシーガバナンスセミナー イベントレポート

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacygovernance_seminar_report_2021_2.pdf

¹³ CEATEC 2021

<https://www.ceatec.com/2021/ja/>

開催概要	
後援	個人情報保護委員会事務局
開催日時	2021 年 10 月 21 日(木)14:00-15:00
開催方法	オンライン形式(CEATEC 2021 ONLINE 登録者のみ視聴可能)

CEATEC2021 企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、2021 年 7 月に経済産業省と総務省が公表した「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1」を踏まえ、経済産業省より、ガイドブックの内容やポイントの解説と合わせて、2021 年 8 月から 9 月に実施されたアンケート調査の速報版について講演した後、これまでのプライバシーガバナンスの動向を振り返りつつ、プライバシーに配慮したイノベーションを進める上でのポイントやプライバシーに配慮することで企業の競争力が高まる点などを、企業のプライバシーガバナンスモデル検討会の検討委員である有識者の方々に議論いただいた。

プログラムは、以下の通りである。

図表 28 CEATEC2021 企業のプライバシーガバナンスセミナー プログラム

時間	プログラム
14:00	開会の御挨拶 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長 須賀 千鶴
14:05	御挨拶 個人情報保護委員会事務局 参事官 赤阪 晋介氏
14:10	「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」のご紹介 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長補佐 小松原 康弘
14:20	パネルディスカッション 佐藤 一郎氏(国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授) クロサカ タツヤ氏(株式会社 企 代表取締役) 林 達也氏(LocationMind 取締役・株式会社パロンゴ 取締役兼 CTO) 古谷 由紀子氏(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 監事／サステナビリティ 消費者会議 代表)
14:55	閉会の御挨拶

時間	プログラム
	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課 課長 小川 久仁子
15:00	閉会

上記のプログラムで実施された CEATEC2021 企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、アンケート調査の速報版として、2021 年 8 月から 9 月に実施した企業向け・消費者向けのプライバシーガバナンスに関するアンケート調査の結果として、以下の内容が報告された。(アンケート調査については「5.3. プライバシーガバナンスに関するアンケート調査」にて、後述する。)

- 消費者向けアンケート調査
 - 消費者の 73.6%は、プライバシー保護に関心を示している。
 - 消費者の 70.4%は、金銭的利益やポイントの有無に関わらず、個人に関する情報の提供に関して、慎重である。
 - 消費者の 88.5%は、類似商品の選択の際に、企業のプライバシーへの取組を考慮している。
- 企業向けアンケート調査
 - プライバシーに関する姿勢の明文化・保護責任者・保護組織に関しては、約半数の企業が現在取り組んでいる一方、“外部の有識者などの第三者に意見を聞く”、“ルールの方策”、“社内研修”に関しては、取組が進んでいない。
 - 特に、消費者とのコミュニケーションは、まだ多くの企業が道半ばである。

このアンケート調査結果を受け、消費者のプライバシーに対する意識の高まりから、これまでのように金銭的なポイントなどで個人に関する情報を取得するという図式のままではいけないのではないかと議論が交わされた後に、企業活動とレギュレーションに関する議論、プライバシーに配慮したイノベーションが進められていく事に対する企業への期待が議論された。

また、CEATEC2021 企業のプライバシーガバナンスセミナーの視聴者数は、CEATEC 事務局からの報告によると 740 名であった。

議論の詳細な内容については、イベントレポートとして、IoT 推進コンソーシアムのホームページ¹⁴及び経済産業省ホームページ¹⁵にて公開されている。

d. 第3回企業のプライバシーガバナンスセミナー

第1回、第2回企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、お申込みをいただく際に、簡単なアンケート調査を設けていた。こちらのアンケートには、「プライバシー保護の取組を実施しようとする際、どこから、何に着手すべきか、どのように体制を構築すべきか、どこまでを保護の対象とすべきか」といった多くの疑問や課題に直面しているという意見が寄せられてきた。また、DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックでは、それぞれの企業に合わせ、柔軟な取組を進める事が推奨されているが、業種・業態・規模などによって異なる点が多いことから、どのような形の取組が自社に合った取組なのか、要領を得ないといった意見も寄せられていた。

こうした意見を踏まえ、第3回企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、経営者に対し、助言できる立場にある方々にもプライバシーガバナンスの概要を理解いただき、そうした立場にある方々から経営者に対し、プライバシーガバナンスの具体的な実践方法を助言いただくことを目的に、弁護士・コンサルタント・監査に関わる方々を対象として、以下のように実施した。

図表 29 第3回企業のプライバシーガバナンスセミナー 開催概要

開催概要	
イベント タイトル	加速する DX 時代、プライバシーへの取組を能動的に進めていくには ～コーポレートガバナンス・内部統制の観点からのプライバシーガバナ ンスの実装～
主催	経済産業省、総務省、一般財団法人日本情報経済社会推進協会
後援	個人情報保護委員会、一般社団法人日本取締役協会、日本弁護士 連合会、日本組織内弁護士協会、経営法友会、一般社団法人日本内 部監査協会、特定非営利活動法人日本システム監査人協会、日本公

¹⁴ IoT 推進コンソーシアムホームページ掲載 CEATEC2021 企業のプライバシーガバナンスセミナー イベントレポート

http://www.iotac.jp/wp-content/uploads/2022/02/CEATEC_%E3%82%A4%E3%83%99%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%AC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88.pdf

¹⁵ 経済産業省ホームページ掲載 CEATEC2021 企業のプライバシーガバナンスセミナー イベントレポート

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacygovernance_seminar_report_2021_CEATEC.pdf

開催概要	
	認会計士協会、一般財団法人リスクマネジメント協会、公益社団法人 日本監査役協会
開催日時	2022 年 2 月 25 日(金)14:00-16:30
開催方法	オンライン形式(Teams Live Event)

第3回企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2」の概要を解説するとともに、弁護士・コンサルタント・監査に関わる方々に、ガバナンスの観点からガイドブックをより深く知っていただくために、「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」の検討委員である有識者の方々より講演・ディスカッションを行った。

また、個人情報保護委員会事務局よりプライバシーガバナンスに関わる個人情報保護法制の最新動向についても話題提供いただくとともに、世界の政府機関や民間企業で広く採用されているプライバシー・バイ・デザイン(Privacy by Design)を提唱され、世界的にもプライバシー保護の第一人者として知られるアン・カブキアン博士(Dr. Ann Cavoukian)からも話題提供いただいた。

図表 30 第3回企業のプライバシーガバナンスセミナー プログラム

時間	プログラム
14:00	開会の御挨拶 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課 課長 小川 久仁子
14:05	「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」のご紹介 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課 専門 弁護士 呂 佳叡
14:20	プライバシーガバナンスの構築と実践のポイント PwC あらた有限責任監査法人 システム・プロセス・アシュアランス パートナー 平岩 久人氏
14:40	内部統制の観点から見たプライバシーガバナンス 英知法律事務所 弁護士 森 亮二氏
15:00	改正越境移転ルールの実行に向けて 個人情報保護委員会事務局 企画官 矢田 晴之氏

時間	プログラム
15:15	パネルディスカッション 佐藤 一郎氏(国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授) 宍戸 常寿氏(東京大学 大学院法学政治学研究所 教授) 平岩 久人氏(PwC あらた有限責任監査法人 システム・プロセス・アシュアランス パートナー) 森 亮二氏(英知法律事務所 弁護士) 板倉 陽一郎氏(ひかり総合法律事務所 弁護士) 日置 巴美氏(三浦法律事務所 弁護士)
16:15	世界の潮流、企業に求められる今後の期待 Executive Director of the Global Privacy and Security by Design Centre Dr. Ann Cavoukian
16:20	閉会の御挨拶 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長 須賀 千鶴
16:25	閉会

上記のプログラムで実施された第3回企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、2022年2月に「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2」が公表され、そこに追加された事例が報告されるとともに、CEATECで速報版が公開されたアンケート調査について、“海外売上の有無別”や“従業員規模別”などの分析を行った詳細報が3月に公表されることが述べられた。また、企業のプライバシーガバナンスモデル検討会委員である平岩久人氏と森亮二氏より、それぞれITガバナンスおよび3 Lines Modelを概観した上でのプライバシーガバナンスの在り方、内部統制の観点から見たプライバシーガバナンスについて言及があり、その後、同検討会座長および委員によるパネルディスカッションが行われ、弁護士・コンサルタント・監査に関わる方々の重要性や企業にプライバシーガバナンスを導入する際の実践的な考え方や方法について議論いただいた。

その他、個人情報保護委員会より令和2年個人情報保護法改正を踏まえ、改正越境移転ルールに関する内容の紹介、アン・カブキアン博士よりPrivacy by Designの考え方の重要性が述べられた。

また、第3回企業のプライバシーガバナンスセミナーでは、申込登録者数2,126名、視聴者数(ユニークユーザー)1,641名に上り、セミナー申込時に頂いたアンケートの結果から視聴者属性の上位カテゴリーは以下の通りであった。

業種:①情報通信、②製造、③金融・保険・不動産

職種:①法務、②コーポレートガバナンス・内部統制、③経営・企画

従業員規模:①5,000 人超、②1,001 人～5,000 人、③301 人～1,000 人

役職:①管理職、②一般職、③専門職

なお、議論の詳細な内容および視聴者の属性情報については、イベントレポートとして、経済産業省ホームページ¹⁶にて公開されており、今後 IoT 推進コンソーシアムのホームページにおいても公開される予定である。

5.3. プライバシーガバナンスに関するアンケート調査

本事業においては、プライバシーガバナンスの普及啓発の一環として、アンケート調査を実施した。調査概要を示した後に、調査票、調査結果について述べる。

5.3.1. アンケート調査概要

アンケート調査は、本事業の一環として、消費者向け・企業向けにそれぞれ実施した。それぞれのアンケート調査に関する概要は、以下の通りである。

a. 消費者向けアンケート調査

消費者向けアンケート調査では、消費者視点から見たプライバシーに配慮した取組を行っている企業の抽出を行うとともに、プライバシーに関する考え方や受け止め方などの調査項目を設定し、幅広い世代から、300 人程度の回答を得られるよう、調査を実施した。

消費者向けの調査であることから、回答者には消費者としての立場で回答頂くこととし、消費行動上のプライバシーに関する質問を実施する想定から、回答者が自ら消費行動を行う際の決定権を有することが望ましいため、18 歳以上を回答者の対象とした。また、消費行動上のプライバシーに対する感じ方等は、年代によって異なる可能性があることから、年齢の上限を設けなかった。

- 調査対象:18 歳以上
- 回答回収目標数:300 人
- 調査方法:インターネット調査

¹⁶ 経済産業省ホームページ掲載 第 3 回企業のプライバシーガバナンスセミナー イベントレポート

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacygovernance_seminar_report_2021_3.pdf

b. 企業向けアンケート調査

企業向けアンケート調査は、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0」¹⁷の利用状況や個別事例を把握することを目的にすることから、個人情報・プライバシーに感度の高い企業や、IoT・ビッグデータ・AI などの利活用を推進する企業として、大企業のみならず、スタートアップ企業、中小企業なども含めて対象に、プライバシーガバナンスへの取組状況を調査し、その中から優れた取組を行っている企業の抽出を行うため、実施した。また、アンケート調査から企業の抽出を行うために、一定数の母集団を確保する必要があることから、100 社程度の回答数を得ることを目標に実施した。

- 調査対象: 個人情報を取り扱う企業を中心としたスタートアップ企業、中小企業、大企業など
- 回答回収目標数: 100 社
- 調査方法: インターネット調査

5.3.2. アンケート調査票

a. 消費者向けアンケート調査

消費者向けアンケート調査では、前述の通り、プライバシーに関する考え方や受け止め方などを中心に調査項目を設定した。また、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0」で推奨される経営者の三要件や重要事項を実際に行っていた場合に、どのように感じるかという視点での評価なども、調査項目に盛り込んだ。

b. 企業向けアンケート調査

企業向けアンケート調査では、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0」の利用状況や個別事例を把握することから、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0」で推奨される経営者の三要件や重要事項の取組状況を伺う調査項目を中心に作成した。また、消費者向けアンケート調査において、プライバシーに関する考え方や受け止め方に関する調査項目を設けたことから、企業向けアンケート調査においても同様の主旨の調査項目を設け、消費者・企業間の認識のズレなども見られるように設計した。

¹⁷ 本アンケート調査設計時点(2021 年 4 月～6 月)においては、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0」が公表された最新のガイドブックであったことから、調査票の設計においても同ガイドブックを踏まえて、設計を行った。

5.3.3. アンケート調査結果

消費者向けアンケート調査及び企業向けアンケート調査の調査期間・有効回答数は、それぞれ以下の通りである。

＜消費者向けアンケート調査＞

調査期間:2021 年 8 月

有効回答数:314 件

＜企業向けアンケート調査＞

調査期間:2021 年 9 月

有効回答数:214 件

消費者向け及び企業向けアンケート調査より得られた回答結果については、2021 年 10 月に「プライバシーガバナンスに関するアンケート結果(速報版)¹⁸⁾」に公表し、2022 年 3 月には詳細報として「【概要版】プライバシーガバナンスに関する調査結果(詳細報)」「【全体版】プライバシーガバナンスに関する調査結果～アンケート調査詳細報～」¹⁹⁾を公表した。

プライバシーガバナンスに関する調査結果では、主に以下のような内容が明らかになった。

図表 31 プライバシーガバナンスに関する調査結果の概要

＜消費者意識＞

- 消費者の 73.6%は、プライバシー保護に関して、関心がある。
- 消費者の 70.4%は、金銭的利益やポイントの有無に関わらず、個人に関する情報の提供に関して、慎重である。
- 消費者の 88.5%は、類似商品の選択の際に、企業のプライバシーへの取組を考慮している。

＜企業意識＞

¹⁸⁾ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーガバナンスに関するアンケート結果(速報版)」

<https://www.jipdec.or.jp/topics/news/20211018.html>

¹⁹⁾ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーガバナンスに関するアンケート結果(詳細報)」

<https://www.jipdec.or.jp/topics/news/20220318.html>

- 企業の58.7%は、企業自身がプライバシーへの取組を発信することで、少なからず消費者の消費行動に影響を与えることができていると考えている。

＜利活用に対する期待と不安に関する消費者意識と企業意識＞

- 51.2%の企業は、“消費者は「リスクに対する不安の方が期待よりも大きい」と感じている”と回答した。
- これに対し、利活用への期待とリスクへの不安に関し、消費者の回答は「どちらとも言えない」が最多となっている。

＜企業がプライバシー対応に取り組んだ切っ掛け＞

- 「規格の取得・更新」が最多だったが、「企業のブランド戦略の一環として信頼される企業イメージ向上のため」という回答が2番目に多く(30%以上)、企業側においてもプライバシー保護の取組を進めることで差別化を図る試みが進められているものと考えられる。その他、「プライバシー侵害で問題となった企業の報道」「プライバシー性のある情報の取扱い機会・取扱量の増加」「サイバー攻撃」といったきっかけが挙げられた。

＜プライバシーガバナンスに対する企業の取組状況と消費者の評価＞

- 「プライバシーに関する姿勢の明文化」「保護に関する責任者の設置」「保護組織の構築」に関しては、約半数の企業が現在取り組んでいる一方、「外部の有識者などの第三者に意見を聞く」「ルール策定・周知」「従業員教育」に関しては、取組が進んでいない。
- 海外売上の有無別、従業員規模別で見ると、「プライバシーに関する姿勢の明文化」「保護に関する責任者の設置」「保護組織の構築」について、それぞれ「明文化している」「置いている」「全社的に取り組んでいる」と回答した企業は、海外売上が“ある”企業、従業員規模の大きな企業の方が多い結果となった。同様に、「ルール策定・周知」「従業員教育」について、海外売上が“ある”企業、中堅・大企業の方が、それぞれ「周知している」「実施している」が多い結果となった。他方、「外部の有識者などの第三者視点による取組の見直し」についても、海外売上が“ある”企業、中堅・大企業の方が「見直している」と回答した企業が相対的には多いが、他2つの取組と比べて全体的に低調である。
- 消費者の評価としては、全ての項目において、消費者の過半数が「評価できる」と回答するとともに、「評価できない」という回答は10%を下回る結果となった。

＜消費者コミュニケーションに対する企業の取組状況と消費者の評価＞

- 消費者は自身に関する情報の提供に慎重なことから、企業は積極的に消費者とコミュニケーションを行うことで、消費者の信頼を獲得し、企業価値を高められると考えられる。実際、消費者意識調査を除く全ての消費者コミュニケーションに対して、消費者の過半数は「評価できる」と回答しており、「評価できない」は10%前後の回答に留まっている。しかし、消費者とのコミュニケーションは、まだ多くの企業が道半ばである。
- 海外売上の有無別、従業員規模別で見た場合、「問題発生時のフォロー」「苦情相談窓口の設置」「取組等のWEB紹介」「同意確認機能の提供」は、海外売上が“ある”企業、中堅・大企業の方が、「実施している」と回答した割合がまだ高い結果となったが、「定期的なレポート」「消費者団体との対話」「活用事例の紹介」「FAQの作成」「消費者意識調査の実施」は海外売上の有無や従業員規模の大小に関わらず、まだ進んでいない結果となった。

＜ガイドブックの認知度＞

- 企業向けに行った調査においては、55.3%の企業がガイドブックの存在を「知っている」と回答した一方、ガイドブックの内容に関しては企業の72.9%が「知らない」と回答している。
- 消費者向けに行った調査においては、ガイドブックの存在を知っていた・見聞きしたような気がした消費者は29.6%に留まり、70.4%の消費者は「知らなかった」と回答している。

＜ガイドブックの必要性＞

- 今回のアンケート調査を通し、プライバシーガバナンスの基本的な考え方を知った企業の86.6%は、プライバシーガバナンスへの取組が必要だと回答している。

5.4. まとめ

上記のように、「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」の利用状況の把握・普及啓発においては、プライバシーガバナンスに関する調査(アンケート調査)、企業のプライバシーガバナンスセミナーを実施してきた。

データ活用・流通の前提となるプライバシー保護の在り方及びプライバシー保護のために企業に求められる取組等の周知を行った「企業のプライバシーガバナンスセミナー」においては、申込登録者数は延べ5,489名、視聴者数(ユニークユーザー)は延べ6,077人となり、多くの方々に視聴頂いたことからプライバシー保護の在り方及

びプライバシー保護のために企業に求められる取組等の周知活動として、一定の成果を得ることができた。

また、プライバシーガバナンスに関する調査において、プライバシーへの取組のきっかけとして、36.1%が「企業のブランド戦略の一環として信頼される企業イメージ向上のため」¹⁹と回答しており、消費者の信頼獲得のため、プライバシーガバナンス構築への取組は現時点では差別化戦略として、将来的には当たり前の取組として実装されていくのではないかと考えられる。消費者側に目を向けると、88.5%の消費者が類似商品選択の際には企業のプライバシーへの取組を考慮する¹⁹など、消費者のプライバシーに対する関心が非常に高いことが明らかとなった。

こうした消費者のプライバシー意識の高まりからも、Society5.0の時代において、データ利活用・流通の前提となる企業のプライバシー保護への取組は重要なものであり、企業のプライバシーガバナンス構築への取組が消費者の安心・安全のためにも必要不可欠なものとして、今後広がっていくのではないかと考えられる。

6. 「カメラ画像利活用 SWG」の運営及び事務

6.1. 概要

デジタルプラットフォーム事業者をはじめとする、データ活用・流通の担い手である企業にとって、データ活用・流通に関する課題の整理に向けて、専門的かつ集中的に議論が必要なテーマとして、「個人情報・プライバシー保護」の領域が存在する。

IoT の急速な普及に伴い、様々な機器によって人々の動きを解析し、産業や事業においてデータを利活用することが一般化してきている。それらの機器によって取得されたデータは、ネットワーク化され、組み合わせられることにより、様々な価値を生み出すものであり、様々なイノベーションが創出されることが期待されている。一方、センサー等の機器の発達によって、生活者のプライバシー侵害や、生活者が望まない形でデータが利用されることに対する漠然とした不安等、事業者によるデータ利用への不安が発生しているとの指摘もあった。特にカメラ画像の利活用にあたっては、事業者の利活用ニーズが高い一方で、生活者が撮影を避けきれない場合があったり、カメラを見ただけではカメラ画像が何に使われているかわからない、意図的でなく無意識の行動も撮影されてしまうなど、解析技術の進化により、後日予想もしていなかった情報がわかるようになってしまう可能性もあるなど、利活用にあたり、留意しなければならない特徴がある。

IoT 推進コンソーシアムでは、平成 28 年 7 月に、コンソーシアム内に設置されたデータ流通促進ワーキンググループ(座長:森川博之 東京大学大学院教授)の下に、カメラ画像の利活用について検討する“カメラ画像利活用サブワーキンググループ”(座長:菊池浩明 明治大学専任教授)を設置し、実際に事業者が検討している利活用シーンから、事業者による個人情報保護法で定められる個人情報の保護を前提とした上で、事業者が生活者のプライバシーを保護し、生活者と適切なコミュニケーションを図るに当たっての配慮事項を整理した。平成 29 年 1 月に「カメラ画像利活用ガイドブック ver.1.0」が公表され、平成 30 年 3 月に、新たな利活用シーンを追加検討した「カメラ画像利活用ガイドブック ver.2.0」が公表された。本事業では、それらの成果を踏まえ、カメラ画像に関し、その活用の前提となるプライバシー保護の在り方及びプライバシー保護のために企業に求められる活動の配慮事項を整理することで、企業の積極的なプライバシー対応を促進し、デジタル取引市場の健全な発展へとつなげるために、令和 3 年 6 月～令和 4 年 3 月にかけて、令和 2 年・令和 3 年改正個人情報保護法への対応の観点、プライバシー保護の観点等から、配慮事項等の見直しについて、カメラ画像利活用 SWG にて検討を行い、「カメラ画像利活用ガイドブック ver.3.0」をとりまとめた。

6.2.カメラ画像利活用 SWG 開催概要

本事業では、以下の体制の元、SWG を開催し、「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0(案)」に係る検討を実施した。

図表 32 令和 3 年度カメラ画像利活用 SWG 検討体制

区分	氏名 (順不同、敬称略)	所属
座長	菊池 浩明	明治大学
委員	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所
	上田 淳	一般社団法人電子情報技術産業協会
	岡田 陽介	株式会社 ABEJA
	小林 正啓	花水木法律事務所
	佐久間 淳	筑波大学
	谷口 辰成	株式会社セキュア
	長澤 拓弥	株式会社ローソン
	西川 晋二	株式会社トライアルホールディングス
	平岩 久人	PwC あらた有限責任監査法人
	平林 司光	セコム株式会社
	古谷 由紀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	美馬 正司	株式会社日立コンサルティング 慶應義塾大学
	森 亮二	英知法律事務所
	若目田 光生	株式会社日本総合研究所
オブザーバ	個人情報保護委員会事務局	
	デジタル庁	
	経済産業省 商務情報政策局 情報産業課	
	経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課	
事務局	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課	
	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課	

カメラ画像利活用 SWG は計 5 回開催し、「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0(案)」を取りまとめた。各回の開催後、議事録の回覧とともに、追加の意見募集を委員宛に行い、忌憚ないご意見を踏まえて検討を進めた。

SWG の開催に合わせて、事務局にて事業者ヒアリングとして13件の事業者・団体にヒアリングし、SWG の論点の整理などを実施した。

6.2.1. 検討内容

a. 令和3年度カメラ画像利活用SWG(第1回)

令和3年6月に開催された第1回 SWG では、有識者から、国内外のカメラ画像利活用の最新動向を紹介いただいたのち、令和3年度のカメラ画像利活用 SWG の進め方等を事務局より説明した。また、改正個人情報保護法について個人情報保護委員会事務局からの情報提供をいただいたのち、カメラ画像利活用ガイドブックにおける改正個人情報保護法への対応について審議を行った。

図表 33 令和3年度カメラ画像利活用 SWG(第1回)開催概要

会合名	令和3年度カメラ画像利活用 SWG(第1回)
日時	2021年6月7日(月) 10:00～12:00
場所	オンライン会議にて開催(Teams)
参加者	委員14名(欠席1名)
議事	1. 開会 2. カメラ画像利活用 SWG 開催要綱案の確認 3. 座長挨拶 4. 国内外の動向紹介 5. 本 SWG の開催目的と進め方、カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0 の構成(素案) 6. 改正個人情報保護法への対応 7. 【審議】 8. 座長総括 9. 事務局連絡 10. 閉会
配布資料	資料1 :議事次第 資料2 :カメラ画像利活用 SWG 開催要綱(案) 資料3 :令和2年度カメラ画像利活用 SWG(第2回)議事録 資料4-1:事務局資料(国内外の動向紹介) 資料4-2:国内外動向のご紹介 資料5:事務局説明資料(令和3年度カメラ画像 SWG 進め方等について) 資料6-1:改正個人情報保護法について

	資料6-2:事務局説明資料(改正個人情報保護法への対応案について) 参考資料 1 :「民間事業者によるカメラ画像を利活用した公共目的の取組における配慮事項～感染症対策のユースケースの検討について～」 参考資料 2 :個人情報保護法ガイドライン(通則編・匿名加工情報編)改正案関係部分抜粋
--	--

b. 令和3年度カメラ画像利活用SWG(第2回)

令和3年7月に開催された第2回SWGでは、サブワーキンググループ委員から、肖像権・プライバシーに関する裁判例を紹介いただき、カメラ画像利活用ガイドブックに追記すべき、プライバシー保護に係る内容について審議した。また、経済産業省から、「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1」について紹介いただき、アジャイル・ガバナンス²⁰、プライバシーガバナンスの観点から、カメラ画像利活用ガイドブックについて再整理すべき点、追記すべき点について、審議を行った。関連した取り組みとして、個人情報保護委員会事務局から、PIAの取組推進について情報提供をいただいた。

図表 34 令和3年度カメラ画像利活用SWG(第2回)開催概要

会合名	令和3年度カメラ画像利活用SWG(第2回)
日時	2021年7月29日(木) 13:00～15:00
場所	オンライン会議にて開催(Teams)
参加者	委員13名(欠席2名)
議事	1. 開会 2. 【報告】第1回SWGの整理(事務局) 3. プライバシー・肖像権について ・ 肖像権・プライバシーに関する裁判例の紹介 ・ 事務局資料の説明 4. 【審議】

²⁰ サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する多様で複雑なシステムの上に成り立つSociety5.0におけるガバナンスモデルは、常に変化する環境とゴールを踏まえ、最適な解決策を見直し続けるものであることが必要とされる。「環境・リスク分析」「ゴール設定」「システムデザイン」「運用」「評価」「改善」といったサイクルをマルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていくガバナンスモデル(アジャイル・ガバナンス)が求められている。(『GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて』)
(<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730005/20210730005-1.pdf>)

	5. 原則・ガバナンスについて ・ DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックのご紹介 ・ PIA の取り組み促進について ・ 事務局資料の説明 6. 【審議】 7. 座長総括 8. 事務局連絡 9. 閉会
配布資料	資料1:議事次第 資料2:令和3年度カメラ画像利活用SWG(第1回)議事録 資料3:事務局資料(第1回SWGの整理) 資料4-1:肖像権・プライバシーに関する裁判例 資料4-2:事務局資料(プライバシー保護について) 資料5-1:事務局資料(プライバシーガバナンスガイドブックのご紹介) 資料5-2:PIAの取り組み促進について 資料5-3:事務局資料(原則・ガバナンスについて) 参考資料1 :DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1

c. 令和3年度カメラ画像利活用SWG(第3回)

令和3年10月に開催された第3回SWGでは、公共空間・準公共空間でのカメラ画像の利活用について、事務局よりヒアリングに基づいて論点提示を行うとともに、スマートシティにおいて公共空間でのカメラ画像利活用を進める事業者から事例紹介をいただいた。また、複数主体によるカメラ画像の利活用やマルチユースについても議論を行った。エッジ処理やクラウドサービス利用が進むなどの技術進展を踏まえて、カメラ画像利活用ガイドブックの「管理時の配慮」について見直すべきポイントがあるか議論を行った。個人情報保護委員会事務局から、『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A』について、カメラ画像に関連する箇所の情報提供をいただいた。

図表 35 令和3年度カメラ画像利活用SWG(第3回)開催概要

会合名	令和3年度カメラ画像利活用SWG(第3回)
日時	2021年10月5日(火) 15:00～17:00

場所	オンライン会議にて開催(Teams)
参加者	委員 15 名
議事	1. 開会 2. 【報告】第 2 回 SWG の整理 3. 適用ケースにかかる検討① ・ 公共空間・準公共空間での利活用について ・ 公共空間・準公共空間での利活用ケース紹介 ・ 【審議】 ・ 複数主体によるカメラ画像の利用・マルチユースについて ・ 【審議】 4. 管理時の配慮について ・ 管理時の配慮について 【審議】 5. 【情報提供】個人情報保護委員会からのご紹介 6. 座長総括 7. 事務局連絡 8. 閉会
配布資料	資料1:議事次第 資料2:令和 3 年度カメラ画像利活用 SWG(第 2 回)議事録 資料3:事務局資料(第 2 回 SWG の整理) 資料4-1:事務局資料(公共空間・準公共空間での利活用について) 資料4-2-1 事業者資料 資料4-2-2 事業者資料 資料4-3:事務局資料(複数主体によるカメラ画像の利用・マルチユースについて) 資料5:事務局資料(管理時の配慮について) 資料6:「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A カメラ画像関係抜粋

d. 令和 3 年度カメラ画像利活用SWG(第 4 回)

令和 3 年 11 月に開催された第4回 SWG では、属性分析の高度化について、事務局よりヒアリングに基づいて論点提示を行い、議論を行った。また、事前告知・通知の新たな表現方法についての議論として、プライバシー配慮の観点から、撮影の対象となる場所において最低限生活者へ通知されるべき情報項目などを検討した。事務局

から第1回 SWG 及び第2回 SWG を踏まえたカメラ画像利活用ガイドブック ver3.0 (案)が示され、それについて議論を行った。

図表 36 令和3年度カメラ画像利活用 SWG(第4回)開催概要

会合名	令和3年度カメラ画像利活用 SWG(第4回)
日時	2021年11月12日(金) 13:00～15:00
場所	オンライン会議にて開催(Teams)
参加者	委員12名(欠席3名)
議事	1. 開会 2. 【報告】第3回 SWG の整理 3. 適用ケースにかかる検討① ・ 属性分析の高度化について ・ 【審議】 4. 事前告知・通知の新たな表現方法について ・ 【審議】 5. ガイドブックの修正について ・ 【審議】 6. 座長総括 7. 事務局連絡 8. 閉会
配布資料	資料1:議事次第 資料2:令和3年度カメラ画像利活用 SWG(第3回)議事録 資料3:事務局資料(第3回 SWG の整理) 資料4:事務局資料(属性分析の高度化について) 資料5:事務局資料(事前告知・通知の新たな表現方法について) 資料6:事務局資料(ガイドブックの修正について) 資料7:カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0(案)

e. 令和3年度カメラ画像利活用SWG(第5回)

令和3年12月に開催された第5回 SWG では、事務局からこれまでのSWGの検討を踏まえたカメラ画像利活用ガイドブック ver3.0(案)が示され、それについて議論を行った。また、ガイドブックの普及広報についても議論を行った。

図表 37 令和3年度カメラ画像利活用 SWG(第5回)開催概要

会合名	令和3年度カメラ画像利活用 SWG(第5回)
日時	2021年12月20日(月) 10:00～12:00

場所	オンライン会議にて開催(Teams)
参加者	委員 11 名(欠席 4 名)
議事	1. 開会 2. 【報告】第 4 回 SWG の整理(事務局) 3. カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0(案)について(事務局) ・ 【審議】 4. ガイドブックの普及広報について(事務局) ・ 【審議】 5. 座長総括 6. 事務局連絡 7. 閉会
配布資料	資料1:議事次第 資料2:令和 3 年度カメラ画像利活用 SWG(第 4 回)議事録 資料3:事務局資料(第 4 回 SWG の整理) 資料4:事務局資料(ガイドブックの修正について) 資料5:カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0(案) 資料6:事務局資料(ガイドブックの普及広報について) 参考資料 1:ガイドブック「5.1 適用ケース 配慮事項の対応例」について 参考資料 2:ガイドブック ver3.0 とガイドブック ver2.0 の差分について

6.2.2. 検討結果

令和 3 年度の検討を通じて、「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0(案)」の取りまとめを行った。主な改訂箇所の概要は以下の通りである。

a. 令和 2 年・令和 3 年改正個人情報保護法への対応

令和 2 年・令和 3 年改正個人情報保護法の観点から、カメラ画像利活用ガイドブック全体の記載内容の見直しを行った。主な見直しの箇所は以下の通りである。

- 個人の権利の在り方(保有個人データの開示方法を本人が指示できるようにする、短期保存データを開示・利用停止等の対象とする)
- 事業者の守るべき責務の在り方(漏えいが発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に本人等への通知を義務化する、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する)

- 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方(法定公表事項として安全管理のために講じた措置を追加する、本人が合理的に予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化する)等

b. プライバシー保護の観点からの追加検討

プライバシーの観点から検討を深め「3.2 プライバシー保護について」をカメラ画像利活用ガイドブックへ追加した。

3.2 節の中に「(1) 基本的な考え方」として以下を整理した。

- 生活者のプライバシーや肖像権を違法に侵害することを防ぐため、以下について適切に行う必要がある。
- カメラ画像を利用する目的が正当であり、撮影の必要性があること。
- 撮影方法・手段や利用の方法が相当であること。
- カメラ画像の公表を伴ってなくても、撮影(取得)自体についてプライバシーの侵害が問われる場合もある。

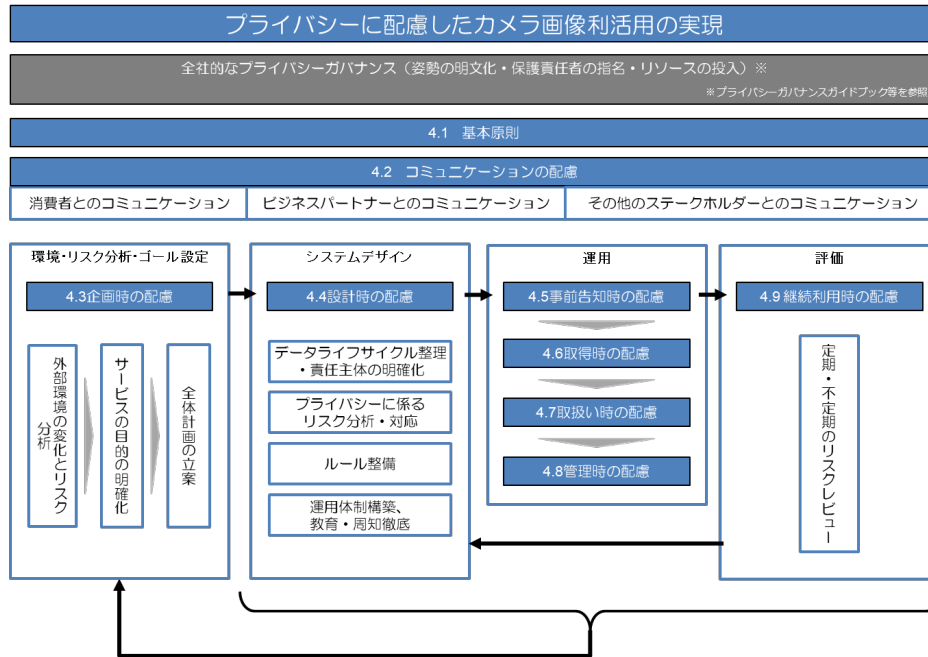
さらに、3.2 節の中に「(2) 具体的に注意すべき点」として3点を整理した。

- 特定の個人のデータを取得する時間的範囲・空間的範囲が広がる程、特定の個人の行動が詳細に把握可能となるため、プライバシーの観点から注意が必要である。
- カメラ画像から、人種、信条、健康、内心など、生活者の最も私的な事項に係る情報を抽出して検知したり、推定を行ったりすることについては、プライバシーへの影響が高いため、慎重な配慮が求められる。
- 公共空間(道路、公的施設等)、準公共空間(駅、複合施設内通路、道路に面した店舗前の空間等)においては、社会生活上その空間の利用を避けることが困難である場合も想定されるため、カメラ画像の利用目的の正当性、撮影の必要性、撮影方法・手段の相当性などが合理的に説明可能かを慎重に確認する必要がある。

c. ガバナンスの観点からの整理

プライバシーガバナンスやアジャイルガバナンス等の考え方を踏まえ、カメラ画像利活用ガイドブックの「4.配慮事項」の全体構成や「4.1 基本原則」を再整理した。

図表 38 配慮事項の全体構成



d. その他技術進展等に応じた検討

エッジ側で画像が処理されるケースや、クラウドサービスを利用するケースも増えてきたことから、「4.4 設計時の配慮」「4.8 管理時の配慮」等に、注意喚起すべき内容を追加した。

また、「4.6 取得時の配慮」に関して、プライバシー配慮の観点から、撮影の対象となる場所において、最低限生活者へ通知されるべき情報項目を整理した。

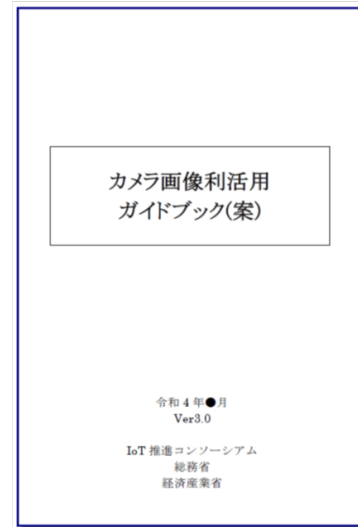
6.2.3. カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0

カメラ画像利活用 SWG を計 5 回開催し、検討結果を踏まえて、令和 4 年 2 月に「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0(案)」を取りまとめ、パブリックコメントを実施した（令和 4 年 2 月 17 日～令和 4 年 3 月 2 日）。パブリックコメント募集期間中には業界団体への「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0(案)」の説明なども実施した。パブリックコメントでは、合計 25 件のご意見をいただいた。

ご意見を踏まえて対応案を検討し、「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」を取りまとめた。

図表 39 カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0 の目次

1. はじめに
2. 本ガイドブックにおける用語の定義
3. ガイドブックの適用対象
 3. 1 検討のスコープ
 3. 2 プライバシー保護について
 3. 2 カメラ画像の取扱い方
4. 配慮事項
 4. 1 基本原則
 4. 2 コミュニケーションの配慮
 4. 3 企画時の配慮
 4. 4 設計時の配慮
 4. 5 事前告知時の配慮
 4. 6 取得時の配慮
 4. 7 取扱い時の配慮
 4. 8 管理時の配慮
 4. 9 継続利用時の配慮
5. 配慮事項を組み込んだ適用ケース
 5. 1 適用ケース
 - 適用ケース(1) 店舗内設置カメラ（属性の推定）
 - 適用ケース(2) 店舗内設置カメラ（人物の行動履歴の生成）
 - 適用ケース(3) 店舗内設置カメラ（リピート分析）
 - 適用ケース(4) 屋外に向けたカメラ（人物形状の計測）
 - 適用ケース(5) 屋外に向けたカメラ（写り込みが発生し得る風景画像の取得）
 - 適用ケース(6) 駅構内設置カメラ（人物の滞留状況把握）
 5. 2 マルチユースの際の注意事項
6. 今後に向けて



6.3.まとめ

近年では、撮影機器の著しい発達に伴い、カメラ(又はそれに準じる機器)で取得することの可能なデータが多岐に亘り、それらデータを活用する目的も多様化している。これにより、生活者はカメラ撮影によって取得された画像がどのような目的で取得され、どのような利活用をされているかがさらに把握しにくくなっている側面もあることから、カメラ画像利活用に対する生活者の受容性を担保するため、生活者とのコミュニケーションが益々重要になっている。

事業者が、カメラ画像等、生活者の情報を取り扱う場合には、個人情報保護法を遵守するだけでなく、生活者のプライバシーや肖像権が私法上も保護されており、その侵害に対して生活者による損害賠償請求や差止請求が認められていることを認識し、生活者の人格的な権利・利益を損なうことのないよう、十分な配慮をすることが求められる。

事業者はデータ利活用に係るイノベーション促進に関しての中心的役割を果たしているが、同時に、データ利活用から生活者等に生じるリスクの低減を自ら図っていくことが望まれる。事業者には、生活者の権利や利益を守り、生活者とのコミュニケーション等を通じて、社会からの信頼を獲得しながら事業を推進することが求められている。

カメラ画像利活用ガイドブックは、カメラ画像を利活用する事業の検討・実施、カメラに写り込み得る生活者とのコミュニケーション等において、法令遵守を前提としつつ、プライバシー保護の観点から、適法性だけでなく生活者と事業者間での相互理解や信頼関係を構築するために、事業者の自主的な取組を促すための参考とするものである。

デジタルプラットフォーム事業者をはじめとする、データ活用・流通の担い手である企業が実施する、カメラ画像利活用に係るサービスにおいても、生活者とのコミュニケーションや、ビジネスパートナーとのコミュニケーションを適切に行い、プライバシー保護の取組を進めることで、生活者からの信頼を得、円滑なデータの利活用が可能になる。カメラ画像利活用時ならではの特徴に留意した、カメラ画像利活用ガイドブックが改訂され、普及することで、令和2年・令和3年改正個人情報保護法などを含む国内外の動向にも照らして適切な個人情報・プライバシー保護の取組が、国内に浸透することが期待される。

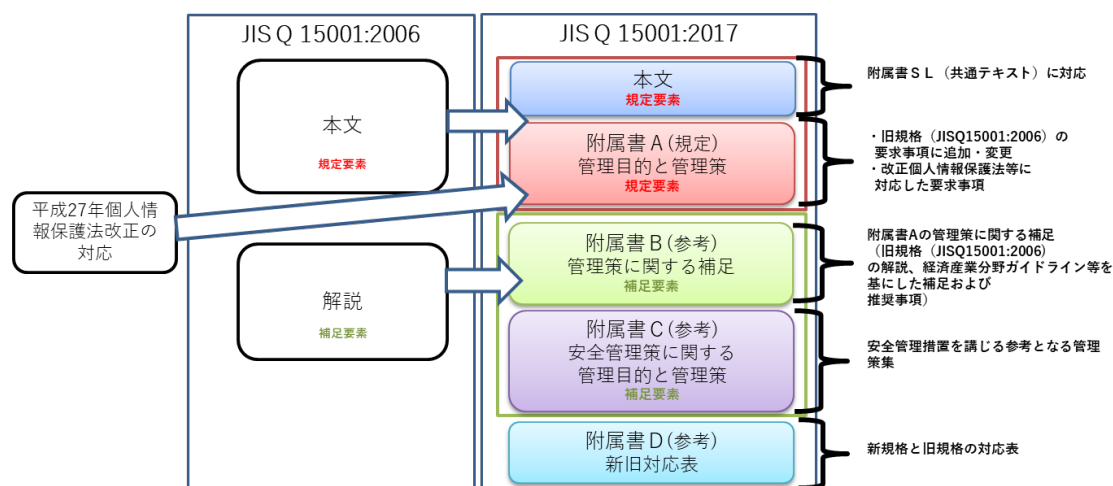
7.「JIS Q 15001」の改正原案の作成

7.1 概要

コンピュータの使用による情報技術の進展及びインターネットなどのネットワークの普及に伴い、事業者が大量の個人情報を扱い、それを容易に加工・蓄積・流通することができる状況が出現し、個人情報の適切な利用と保護が極めて重要となるなか、各事業者におけるマネジメントシステムによる個人情報の取組みを促進し、高度情報通信社会の健全な発展と消費者保護を目的として、通商産業省（現在の経済産業省）が作成した“民間における電子計算処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン”を基礎として、平成 11 年に、JIS Q 15001:1999（個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項）として初版が作成された。その後、平成 18 年、平成 23 年、平成 29 年の改正（図表 40 参照）を経てきた。

情報通信技術やデータを活用して第三者に「場」を提供するいわゆる「デジタルプラットフォーム」を運営するデジタルプラットフォーム事業者やデジタルプラットフォームの利用事業者にとっても、個人情報保護マネジメントシステムを運用し、個人情報の保護に取り組むことは消費者からの信頼を得るために非常に重要な要素であり、JIS Q 15001 はデジタル取引の環境整備に資する規格である。

図表 40 2017 年の JIS 改正概要



個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年 6 月 12 日公布、令和 2 年 12 月 12 日一部施行、令和 4 年 4 月 1 日全面施行）及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年 5 月 19 日公布）」による個人情報保護法の一部改正等により、これらの改正法に整合する規格とするため、「JIS Q 15001」の改正が必要となった。

また、JIS Q 15001:2017 においては、他のマネジメントシステムと同様、適用範囲を組織としつつも、“この組織は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者を意味する。”と規定し、規格の適用範囲及び個人情報マネジメントシステムの運用範囲は、個人情報保護法の定める個人情報取扱事業者を単位とすることが想定されてきた。一方、組織の形態は、必ずしも事業者単位ではなく、事業者の一部または複数の事業者を対象とするマネジメントシステムの運用も想定されるところ、事業者が個人情報保護マネジメントシステムを運用する範囲（以下“個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲”）の検討の必要性が指摘されてきた。

更に、JIS Q 15001:2017 での組織のマネジメントシステムに関する規定（以下“MS 規定”という）は、附属書 SL を参考に、原則として、規格の本体に規定されることがとされた。その一方で、平成 18 年改正規格における要求事項の基本的な考えを変更しないこととし、これに伴い“附属書 A(規定)”には、平成 18 年改正規格が定めていた MS 規定、及び平成 29 年施行の改正個人情報保護法に対応する規定の両方を含めることとされた。このため、JIS Q 15001:2017 本体の MS 規定と、附属書 A に含まれる MS 規定の対応が分かりづらいという指摘があった。

このような状況及びデジタル社会における個人情報の取扱いの時勢を踏まえ、経済産業省は、JIS Q 15001 を改正することを決定し、JIS 原案作成委員会及び作業部会を設置し、審議を通じて JIS 改正原案の取りまとめを行った。

7.2 原案作成委員会開催概要

令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成委員会は、中立者 10 名、生産者 7 名、使用者 7 名からなる構成とし、一橋大学 松本名誉教授に委員長に就任いただいた。

図表 41 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成委員会 委員

(順不同、敬称略)

区分	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	松本 恒雄	一橋大学 名誉教授
委員	石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
	太田 祐一	一般社団法人 MyDataJapan 常務理事
	大道 道大	一般社団法人日本病院会 副会長
	岡部 淳一	ISACA 東京支部 副会長 兼 理事
	小堤 康吏	一般財団法人日本データ通信協会 情報通信セキュリティ本部 副本部長 兼 P マーク審査部長
	小野 信行	一般社団法人 日本人材派遣協会 事務局長
	齊藤 邦史	慶應義塾大学 総合政策学部 准教授

区分	氏 名	所 属 ・ 役 職
	生野 聡	松田綜合法律事務所 弁護士
	鈴木 正朝	新潟大学 法学部 教授
	鈴木 律郎	一般社団法人情報サービス産業協会 管理本部 審査業務部長
	其田 真理	Z ホールディングス株式会社 顧問
	高芝 利仁	高芝法律事務所 弁護士
	辻井 葉子	リコージャパン株式会社 ICT 事業本部 インテグレーション統括本部 コンサルティング推進室 室長
	中路 達也	一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 事務局 局長
	野津 秀穂	一般財団法人 日本 IT 団体連盟 情報銀行推進委員会 事務局 エクゼクティブ
	番匠 豊和	一般社団法人日本クレジット協会 個人情報保護推進部部長
	平野 芳行	一般社団法人情報処理学会 情報規格調査会
	増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長
	万場 徹	公益社団法人日本通信販売協会 専務理事
	武藤 京子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS) 消費者相談室 副室長
	森 亮二	弁護士法人英知法律事務所 弁護士
	山本 隆一	一般財団法人医療情報システム開発センター 理事長
	吉田 元永	株式会社 東芝 技術企画室サイバーセキュリティセンター 情報セキュリティ推進室 (JEITA 個人データ保護専門委員会委員長)

令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成委員会を 3 回開催し、改正 JIS 原案を取りまとめた。

a. 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成委員会(第 1 回)

令和 3 年 9 月に開催された第 1 回委員会では、本事業の趣旨説明及び事業の進め方について事務局より説明し、委員長の選任、作業部会の設置及び主査選任について承認を得た。JIS Q 15001 改正にあたっての論点について議論が行われた。

図表 42 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成委員会(第 1 回)開催概要

会合名	令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成委員会(第 1 回)
日時	令和 3 年 9 月 6 日 13:00-15:00

場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員 23 名出席(欠席 1 名)
議事	1. 経済産業省挨拶 2. 委員紹介 3. 委員長選任 4. 委員長挨拶 5. 本事業の趣旨説明及び事業の進め方について 6. 作業部会の設置及び主査選任について 7. JIS Q 15001 改正にあたっての論点について 8. 事務連絡等
配布資料	・ JIS 改 01-01 議事次第 ・ JIS 改 01-02 委員会名簿 ・ JIS 改 01-03 事業の趣旨及び進め方 ・ JIS 改 01-04 JIS Q 15001 改正 の論点 (参考資料) ・ JIS 改 01-資 01-01 JIS Q 15001:2017 原稿(現行版) 本文 ・ JIS 改 01-資 01-02 JIS Q 15001:2017 原稿(現行版) 解説 ・ JIS 改 01-資 02 対応表(抜粋)(本文と附属書 A 及び附属書 B、個人情報保護法と附属書 A 及び附属書 B) ・ JIS 改 01-資 03-01 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(概要)(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 03-02 個人情報の保護に関する法律(令和二年法律第四十四号による改正、令和 4 年 4 月 1 日施行) ・ JIS 改 01-資 04-01 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)令和 3 年 8 月一部改正(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 04-02 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)令和 3 年 8 月一部改正(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 04-03 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)令和 3 年 8 月一部改正(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 04-04 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)令和 3 年 8 月一部改正 (個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 05-01 公的部門(国の行政機関等・地方公共団体

	等)における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護法改正関係)(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 05-02 学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護法改正関係)(令和3年個人情報保護法改正関係)(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 05-03 個人情報の保護に関する法律(デジタル社会形成整備法第50条による改正後の個人情報保護法の条文(参考用))(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 05-04 個人情報の保護に関する法律(デジタル社会形成整備法第51条による改正後の個人情報保護法の条文(参考用))(個人情報保護委員会)
--	--

b. 令和3年度 JIS Q 15001 原案作成委員会(第2回)

令和3年12月に開催された第2回委員会では、計6回開催されたJIS Q 15001原案作成作業部会からの報告を受け、意見交換を実施した。

図表 43 令和3年度 JIS Q 15001 原案作成委員会(第2回)開催概要

会合名	令和3年度 JIS Q 15001 原案作成委員会(第2回)
日時	令和3年12月23日 16:00-18:00
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員16名出席(欠席8名)
議事	1. 資料確認 2. 作業部会報告 3. 意見交換 4. 事務連絡等
配布資料	・ JIS 改 02-01 議事次第 ・ JIS 改 02-02 委員会名簿 ・ JIS 改 02-03 作業部会からの報告 ・ JIS 改 02-04 JIS Q 15001 改正案本文(見え消し版・クリア版) ・ JIS 改 02-05 JIS Q 15001 附属書A案(見え消し版・クリア版) ・ JIS 改 02-06 JIS Q 15001 附属書B案(見え消し版・クリア版) ・ JIS 改 02-07 JIS Q 15001 附属書C案(見え消し版・クリア版) ・ JIS 改 02-08 JIS Q 15001 附属書D案(見え消し版・クリア版)

c. 令和3年度 JIS Q 15001 原案作成委員会(第3回)

令和4年2月に開催された第3回委員会では、JIS Q 15001 原案作成作業部会(第7回)の報告を受け、意見交換を実施した。

図表 44 令和3年度 JIS Q 15001 原案作成委員会(第3回)開催概要

会合名	令和3年度 JIS Q 15001 原案作成委員会(第3回)
日時	令和4年2月7日 10:00-12:00
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員19名出席(欠席5名)
議事	1. 資料確認 2. 第2回委員会からの意見と対応 3. 第7回作業部会報告 4. 意見交換 5. 事務連絡等
配布資料	・ JIS 改 03-01 議事次第 ・ JIS 改 03-02 委員会名簿 ・ JIS 改 03-03 第2回委員会において頂いたご意見と対応 ・ JIS 改 03-04 第7回作業部会のご報告 ・ JIS 改 03-05 JIS Q 15001 改正案本文(見え消し版・クリア版) ・ JIS 改 03-06 JIS Q 15001 附属書A案(見え消し版・クリア版) ・ JIS 改 03-07 JIS Q 15001 附属書B案(見え消し版・クリア版) ・ JIS 改 03-08 JIS Q 15001 附属書C案(見え消し版・クリア版) ・ JIS 改 03-09 JIS Q 15001 附属書D案(見え消し版・クリア版) ・ JIS 改 03-10 JIS Q 15001 附属書E案(クリア版) ・ JIS 改 03-11 JIS Q 15001 解説案(クリア版) ・ JIS 改 03-12 JIS Q 15001 参考文献案(クリア版)

7.3 作業部会開催概要

令和3年度 JIS Q 15001 原案作成委員会の下に、令和3年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会設置した。作業部会は、英知法律事務所 森亮二弁護士に主査に就任いただいた。

図表 45 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会 委員

(順不同、敬称略)

区分	氏 名	所 属 ・ 役 職
主査	森 亮二	弁護士法人英知法律事務所 弁護士
委員	岡部 淳一	ISACA 東京支部 副会長 兼 理事
	小堤 康史	一般財団法人日本データ通信協会 情報通信セキュリティ本部 副本部長 兼 P マーク審査部長
	齊藤 邦史	慶應義塾大学 総合政策学部 准教授
	生野 聡	松田綜合法律事務所 弁護士
	鈴木 正朝	新潟大学 法学部 教授
	野津 秀穂	一般財団法人 日本 IT 団体連盟 情報銀行推進委員会事務局 エクゼクティブ

令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会を 7 回開催し、改正 JIS 原案を取りまとめた。

a. 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 1 回)

令和 3 年 9 月に開催された第 1 回作業部会では、JIS Q 15001 改正の論点について議論いただいた。

図表 46 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 1 回)開催概要

会合名	令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 1 回)
日時	令和 3 年 9 月 6 日 15:00-16:00
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員 6 名出席(1 名欠席)
議事	1. 経済産業省挨拶 2. 委員紹介 3. 主査挨拶 4. JIS Q 15001 改正の論点について 5. 審議手順及びスケジュールについて 6. 事務連絡等(次回以降開催スケジュールについて)
配布資料	・ JIS 作 01-01 議事次第 ・ JIS 作 01-02 作業部会名簿 ・ JIS 作 01-03 JIS Q 15001 改正の論点について(背景と課題認識) ・ JIS 作 01-04 作業部会スケジュール(案)

	(参考資料) ・ JIS 作 01-資 01 対応表(本文と附属書 A 及び附属書 B、個人情報保護法と附属書 A 及び附属書 B) (以下、委員会共通) ・ JIS 改 01-資 01-01 JIS Q 15001:2017 原稿(現行版) 本文 ・ JIS 改 01-資 01-02 JIS Q 15001:2017 原稿(現行版) 解説 ・ JIS 改 01-資 02 対応表(抜粋)(本文と附属書 A 及び附属書 B、個人情報保護法と附属書 A 及び附属書 B) ・ JIS 改 01-資 03-01 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(概要)(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 03-02 個人情報の保護に関する法律(令和二年法律第四十四号による改正、令和 4 年 4 月 1 日施行) ・ JIS 改 01-資 04-01 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)令和 3 年 8 月一部改正(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 04-02 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)令和 3 年 8 月一部改正(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 04-03 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)令和 3 年 8 月一部改正(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 04-04 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)令和 3 年 8 月一部改正 (個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 05-01 公的部門(国の行政機関等・地方公共団体等)における個人情報保護の規律の考え方(令和 3 年個人情報保護法改正関係)(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 05-02 学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護法改正関係)(令和 3 年個人情報保護法改正関係)(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 05-03 個人情報の保護に関する法律(デジタル社会形成整備法第 50 条による改正後の個人情報保護法の条文(参考用))(個人情報保護委員会) ・ JIS 改 01-資 05-04 個人情報の保護に関する法律(デジタル社会形成整備法第 51 条による改正後の個人情報保護法の条文(参考用))(個人情報保護委員会)
--	--

b. 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第2回)

令和 3 年 9 月に開催された、JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 2 回)では、JIS Q 15001 改正の方向性について議論された。

図表 47 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 2 回)開催概要

会合名	令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 2 回)
日時	令和 3 年 9 月 16 日 10:00-12:00
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員 7 名出席
議事	1. 作業部会スケジュールについて 2. JIS Q 15001 改正の方向性について 3. 事務連絡等
配布資料	・ JIS 作 02-01 議事次第 ・ JIS 改 02-02 作業部会スケジュール(案) ・ JIS 作 02-03 JIS Q 15001 改正の方向性(参考資料) ・ JIS 作 02-資 01 委員からのご意見(一覧表)(以下、第 1 回作業部会共通) ・ JIS 作 01-資 01 対応表(本文と附属書 A 及び附属書 B、個人情報保護法と附属書 A 及び附属書 B)

c. 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第3回)

令和 3 年 10 月に開催された、JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 3 回)では、第 2 回作業部会で議論された JIS Q 15001 改正の方向性について事務局より報告をし、議論を行った。また、JIS Q 15001 箇条 4、箇条 5、箇条 7 の改正に関する検討を行った。

図表 48 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 3 回)開催概要

会合名	令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 3 回)
日時	令和 3 年 10 月 6 日 13:00-15:00
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員 7 名出席(1 名代理出席)
議事	1. JIS Q 15001 改正の方向性(第 2 回作業部会検討結果)について 2. JIS Q 15001 箇条 4、箇条 5、箇条 7 の改正に関する検討

	3. 事務連絡等
配布資料	・ JIS 作 03-01 議事次第 ・ JIS 作 03-02 第 2 回作業部会における改正の方向性の整理 ・ JIS 作 03-03 対応表(箇条 4～7、6 を除く)に関する対応について【議論・報告編】 ・ JIS 作 03-04 ご意見(岡部委員) ・ JIS 作 03-05 ご意見(斎藤委員) ・ JIS 作 03-06 ご意見(野津委員) (参考資料) ・ JIS 作 03-資 01 JIS Q 15001 対応表(箇条 4～7)について ・ JIS 作 03-資 02 JIS Q 15001 箇条 4～箇条 7 ご意見一覧 ・ JIS 作 03-資 03 対応表(箇条 4～7、6 を除く)に関する対応について【参考編】 ・ JIS 作 03-資 04 対応表(箇条 6)に関する対応について (以下、第 1 回作業部会共通) ・ JIS 作 01-資 01 対応表(本文と附属書 A 及び附属書 B、個人情報保護法と附属書 A 及び附属書 B)

d. 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第4回)

令和 3 年 10 月に開催された、JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 4 回)では、JIS Q 15001 箇条 6 の改正に関する検討、箇条 8～10、附属書 A 及び附属書 B(A.3.3.7、A.3.4.2、A.3.4.3)の改正に関する検討を行った。

図表 49 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 4 回)開催概要

会合名	令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 4 回)
日時	令和 3 年 10 月 20 日 15:00-17:00
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員 7 名出席(1 名代理出席)
議事	1. 第 3 回作業部会検討の振り返りについて 2. JIS Q 15001 箇条 6 の改正に関する検討 3. 箇条 8～10、附属書 A 及び附属書 B(A.3.3.7、A.3.4.2、A.3.4.3)の改正に関する検討 4. 事務連絡等
配布資料	・ JIS 作 04-01 議事次第 ・ JIS 作 04-02 第 3 回作業部会の振り返り ・ JIS 作 04-03 箇条 4、箇条 5、箇条 7 改正案(第 3 回作業部会

	結果 反映案) ・ (別紙)JIS Q 15001 における個人情報保護方針について ・ JIS 作 04-04 個人情報保護リスクの考え方について ・ JIS 作 04-05 対応表(箇条 6)に関する対応について ・ JIS 作 04-06 箇条 6 改正案(第 2 回作業部会後のご意見 一部反映案) ・ JIS 作 04-07 対応表(箇条 8~10)に関する対応について ・ JIS 作 04-08 JIS Q 15001 におけるサービス提供事業者の管理について ・ JIS 作 04-09 附属書 A 及び B 3.4.3.4 改正案(ご意見反映前) ・ JIS 作 04-10 委員ご意見一覧および対応案(箇条 6、8~9、A.3.3.7、A.3.4.2、A.3.4.3) ・ JIS 作 04-11 ご意見(小堤委員) ・ JIS 作 04-12 ご意見(齊藤委員) ・ JIS 作 04-13 ご意見(野津委員) (参考資料) (第 1 回作業部会共通) ・ JIS 作 01-資 01 対応表(本文と附属書 A 及び附属書 B、個人情報保護法と附属書 A 及び附属書 B) (第 3 回作業部会共通) ・ JIS 作 03-04 ご意見(岡部委員) ・ JIS 作 03-06 ご意見(野津委員)
--	--

e. 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 5 回)

令和 3 年 11 月に開催された、JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 5 回)では、同意、散在情報、令和 2 年改正法対応、令和 3 年改正法対応、マネジメントシステムに関する考え方などについて検討を行った。

図表 50 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 5 回)開催概要

会合名	令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 5 回)
日時	令和 3 年 11 月 10 日 13:00-15:00
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員 7 名出席
議事	1. 第 4 回作業部会検討の振り返りについて 2. 同意について(同意についての整理) 3. 散在情報の整理

	4. 令和2年改正法対応について 5. 令和3年改正対応について 6. マネジメントシステムに関する考え方 7. 事務連絡等
配布資料	・ JIS 作 05-01 議事次第 ・ JIS 作 05-02 第4回作業部会振り返り(確認) ・ JIS 作 05-03 同意について ・ JIS 作 05-04 個人情報、個人データ、保有個人データについて ・ JIS 作 05-05 JIS Q 15001 における改正保護法の対応について(改正編) ・ JIS 作 05-06 JIS Q 15001 における改正保護法の対応について(改正による新設) ・ JIS 作 05-07 規律移行法人の対応について ・ JIS 作 05-08 JIS Q 15001 における規格及びマネジメントシステムの適用範囲について(参考資料) ・ JIS 作 05-資 01 JIS Q 15001 本文 改正案 ・ JIS 作 05-資 02 委員からのご意見一覧

f. 令和3年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第6回)

令和3年11月に開催された、JIS Q 15001 原案作成作業部会(第6回)では、適切な適用範囲について審議を行った。また、散在情報の整理や、箇条3の審議、本文・附属書のスリム化について審議を行った。

図表 51 令和3年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第6回)開催概要

会合名	令和3年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第6回)
日時	令和3年11月30日 16:30-18:30
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員7名出席
議事	1. 第5回作業部会検討の振り返りについて 2. 適切な適用範囲の審議 3. 散在情報の整理 4. 箇条3の審議 5. 本文・附属書のスリム化の審議 6. 事務局連絡
配布資料	・ JIS 作 06-01 議事次第

	・ JIS 作 06-02 第 5 回作業部会振り返り(確認) ・ JIS 作 06-03 JIS Q 15001 における規格及びマネジメントシステムの適用範囲について ・ JIS 作 06-04 個人情報、個人データ及び保有個人データの取り扱いについて ・ JIS 作 06-05 箇条3説明資料 ・ JIS 作 06-06 本文スリム化案 ・ JIS 作 06-07 附属書スリム化案(第 6 回議論に基づくフィードバックが後日有る事が前提) ・ JIS 作 06-08 規格構成案 ・ JIS 作 06-09 JIS 改正原案 本文 ・ JIS 作 06-10 JIS 改正原案 附属書 A ・ JIS 作 06-11 JIS 改正原案 附属書 B(本文の補足) ・ JIS 作 06-12 JIS 改正原案 附属書 B(附属書 A の補足) ・ JIS 作 06-13 JIS 改正原案 附属書 C ・ JIS 作 06-14 JIS 改正原案 附属書 D
--	---

g. 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 7 回)

令和 3 年11月に開催された、JIS Q 15001 原案作成作業部会(第6回)では、個人情報法と JIS の利用目的の変更における同意の扱いの差や、EU 補完的ルールに記載場所について審議を行った。

図表 52 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 7 回)開催概要

会合名	令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成作業部会(第 7 回)
日時	令和 4 年 1 月 13 日 17:00-19:00
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員 7 名出席
議事	1. 第 2 回検討委員会委員からの御意見並びに、作業部会構成員からの御意見への対応について 2. 個人情報法と JIS の利用目的の変更における同意の扱いの差 3. EU 補完的ルールに記載場所について 4. 事務局連絡
配布資料	・ JIS 作 07-01 議事次第 ・ JIS 作 07-02 作業部会構成員からの御意見と対応 ・ JIS 作 07-03 第 2 回検討委員会構成員からの御意見と対応 ・ JIS 作 07-04 個人情報法と JIS の利用目的の変更における同意の扱

	いの差 ・ JIS 作 07-05 EU 補完的ルールの記載場所について ・ JIS 作 07-06-01 JIS 改正原案 本文(見え消し版) ・ JIS 作 07-06-02 JIS 改正原案 本文(クリア版) ・ JIS 作 07-07-01 JIS 改正原案 附属書 A(見え消し版) ・ JIS 作 07-07-02 JIS 改正原案 附属書 A(クリア版) ・ JIS 作 07-08-01 JIS 改正原案 附属書 B(本文の補足)(見え消し版) ・ JIS 作 07-08-02 JIS 改正原案 附属書 B(本文の補足)(クリア版) ・ JIS 作 07-09-01 JIS 改正原案 附属書 C(附属書 A の補足)(見え消し版) ・ JIS 作 07-09-02 JIS 改正原案 附属書 C(附属書 A の補足)(クリア版) ・ JIS 作 07-10-01 JIS 改正原案 附属書 D(見え消し版) ・ JIS 作 07-10-02 JIS 改正原案 附属書 D(クリア版) ・ JIS 作 07-11 今後の予定 (参考資料) ・ 参考資料 1 改正 JIS 原案概要説明資料 ・ 参考資料 2 改正 JIS 原案説明資料(第 2 回検討委員会報告資料)
--	--

7.4 改正 JIS 原案の概要

改正 JIS 原案の構成と主な改正内容を、以下に示す。

図表 53 改正 JIS 原案の構成と主な改正内容

該当箇条・箇条題名など		主な改正内容
全体構成		ー規格本体は、附属書 SL の改正に合わせた構成及び記載事項とした。 ー箇条 4～10 に、JIS Q 15001:2017 の附属書 A(規定)のうち MS 規定に相当する規定を新設した。 ー附属書の構成は、附属書 A～E とした。
1	適用範囲	ー規律移行法人へのこの規格適用を検討し、“この規格

該当箇条・箇条題名など		主な改正内容
		の適用は、個人情報取扱事業者又は個人情報取扱事業者に準じる者を対象とする。”とした。
3	用語及び定義	－用語を，“マネジメントシステムに関する用語”，“個人情報保護リスクアセスメント及び対応に関する用語”，“個人情報保護に関する用語”の3つに分類した。 －定義を明確にした方がよいと判断された用語3件及びJIS Q 15001:2017にも類似の表記はあるが定義がされていなかった用語10件を新設した。 －この規格において用いられていない用語10件を削除した。 －用語“個人情報保護リスク”の定義を変更した。
4	組織の状況	－“法令，国が定める指針その他の規範”(4.1.1)を新設した。
5	リーダーシップ	－内部向け・外部向け個人情報保護方針をそれぞれ要求事項としていたところを，“個人情報保護方針”に変更した。 －“個人情報保護方針の記載事項”(5.2.2)を新設し，個人情報保護方針に含めるべき事項を規定した。 －“役割，責任及び権限の割当て”(5.3.2)を新設し，トップマネジメント，個人情報保護管理者，個人情報保護監査責任者の役割，責任及び権限について規定した。
6	計画策定	－“個人情報の特定”(6.1)を新設し，個人情報を特定するための手順の確立及び維持，仮名加工情報・匿名加工情報・個人関連情報の特定，個人情報管理台帳の整備及び維持について規定した。 －“個人情報保護リスクアセスメント”(6.2.2)に，リスクの優先順位付けを行うためのリスクの大きさ及び種類を決定するための基準の確立及び維持[a)項の1)]，リスク特定の観点の例示[c)項の1)]について規定した。

該当箇条・箇条題名など		主な改正内容
		－“個人情報保護リスク対応”(6.2.3)に、f)項を新設し、残留リスクの管理について規定した。 －“変更の計画策定”(6.4)を、附属書 SL に合わせ、新設した。
7	支援	－7.4 の構成を、“一般”(7.4.1)、“苦情及び相談への対応”(7.4.2)に、“緊急事態への対応の準備”(7.4.3)に変更した。 －“苦情及び相談への対応”(7.4.2)を新設し、本人からの苦情および相談への対応手順の確立及び維持、必要な体制の整備について規定した。 －“緊急事態への対応”(7.4.3)を新設し、緊急事態に対応するための手順の確立及び維持について規定した。
8	運用	－“運用の計画及び管理”(8.1)に、運用の手順を明確にすることを規定した。
9	パフォーマンス評価	－“監視、測定、分析及び評価”(9.1)に、各部門及び階層における定期的な見直し手順の確立・実施及び維持、各部門及び各階層の管理者による確認及び是正措置の実施、個人情報保護管理者によるトップマネジメントへの報告について規定した。 －“一般”(9.2.1)に、“監査の計画及び実施、結果の報告並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定める手順”の確立・実施及び維持、自己の所属する部署の内部監査の禁止について規定した。 －“一般”(9.3.1)に、マネジメントレビューを行う頻度を規定した。 －“マネジメントレビューへのインプット”(9.3.2)のインプット事項に“個人情報保護マネジメントシステムに関連する利害関係者のニーズ及び期待の変化”[c)項]を

該当箇条・箇条題名など		主な改正内容
		新設した。
10	改善	－“不適合及び是正処置”(10.2)に，“不適合に対する是正処置を確実に実施するための責任及び権限を定める手順”の確立，実施及び維持について規定した。
附属書 A	個人情報保護に関する管理策（規定）	－附属書 A と個人情報保護法が定める個人情報取扱事業者等の義務との対応を明確にするため，管理策は令和 3 年改正個人情報保護法に準じた構成に変更するとともに，管理目的を削除した。 －管理策 A.1～A.28 の記載方法は，個人情報保護法の条文からの引用を削除するよう，全体を変更した。 －管理策 A.1～A.28 は，JIS Q 15001:2017 の附属書 A の個人情報保護法の規定に関する管理策を継承するとともに，個人情報保護法の改正等に対応するための管理策を新設した(A.3, A.13, A.18, A.27)。 －冒頭に，個人情報保護法が定める個人情報取扱事業者等の義務を含む管理策である旨，及び法において行政機関等の義務等がかかる者に適用除外となる管理策がある旨の記載を新設した。 －EU 補完的ルール of 規律を個人データにも適用する規定を，管理策に新設した[A.5 の c) 項, A.17 の b) 項, A.28 の c) 項]。 －管理策のうち，共同利用に関する規定[A.8 の b) 項の 4)]，個人情報，個人データ及び保有個人データの取扱いに関する規定を変更した。
附属書 B	マネジメントシステムに関する補足（参考）	－JIS Q 15001:2017 の附属書 B のうちマネジメントシステム規定の補足説明を，箇条 4 から箇条 10 に規定する要求事項等の補足説明として，再編するとともに，JIS Q 15001:2017 では補足説明が付されていなかった箇条に新たな補足説明を新設した。
附属	附属書 A 管理策に関する補足	－JIS Q 15001:2017 の附属書 B のうち個人情報保護法の規定に関する管理策の補足説明を再編し，附属書

該当箇条・箇条題名など		主な改正内容
書 C	(参考)	A の変更に伴い、補足説明を変更又は新設した。 －行動の観測やプロファイリング情報の抽出を想定した配慮に関する補足説明を新設した(C.2)。 －個人情報を取得する場合，“個人情報保管及び処理される地理的位置及びデータの取扱いに適用される法域”を通知事項に含めることが許容される旨の補足説明を新設した(C.6, C.7)。 －クラウドサービスの利用における対応が明確になるよう、サービス提供事業者への対応にに関する補足説明を改正した(C.10, C.12)。
附属書 D	安全管理措置に関する管理目的及び管理策(参考)	－表 D.1 の各管理策の題名“個人情報〇〇〇”は，“個人情報に係る〇〇〇”に変更した。
附属書 E	JIS Q 15001:2022 と JIS Q 15001:2017 との対応(参考)	－この規格と JIS Q 15001:2017 の規定との対応関係を表 E.1～表 E.4 に示した。

7.5 まとめ

今回の JIS Q 15001 改正の議論を通じて、個人情報を保護するためのマネジメントシステムの在り方が強化される形の改正原案の作成が行われた。具体的には、個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲、個人情報保護法に関わる個人情報の取扱いに関する管理策である。個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲では、デジタル社会の進展により個人情報を法人単位で取り扱うことよりも事業に関わる事業者グループで取り扱われることが増え、そのような場合にもこの規格を適用し個人情報マネジメントシステムを運用することが可能となるように変更が行われた。個人情報保護法に関わる個人情報の取扱いに関する管理策については、規定された内容を法令に合わせ整理することにより、法令によって求められる事項とこの規格によって求められる要求事項が明確になるよう整理した。

また、個人情報保護リスク及びリスクアセスメントについても見直しが行われ、本人の権利利益の保護、個人情報の利用目的をベースに考えるべき等の意見があり、個人情報ライフサイクル等について解説に書き、整理した。

改正個人情報保護法に合わせる見直しだけではなく、上記の点を含め改正原案の作成が行われた。

デジタルプラットフォーム事業者にとっても、個人情報保護マネジメントシステムを運用し、個人情報の保護に取り組むことは消費者からの信頼を得るために非常に重要な要素である。この規格の改正によって、デジタル取引の環境整備が進むことが期待される。

8. 「ISO/IEC 29184」の JIS 原案の作成

8.1. 概要

2020 年の新型コロナウイルスの拡大などにより人間の社会活動、経済活動の重点はますますサイバー空間へとシフトしている。オンライン取引における事業者と消費者の有効な合意形成を図ることは Society 5.0 実現に向けた重要な要素の一つである。また、経済活動のグローバル化が急速に進展しているところであり、特にデジタルプラットフォーム事業者やこれを利用するサービス事業者が大きな役割を担っているオンラインサービスは、容易に国境を越えて提供されるものであることから、グローバルなプライバシー保護に関する基準のもとで消費者と事業者の信頼関係を構築することはパーソナルデータの利活用を促進する上で重要な要素である。

2014 年 10 月に経済産業省が公表した「消費者向けオンラインサービスにおける通知と同意・選択のためのガイドライン」を基礎として、日本が国際規格案を提案し、ISO/IEC JTC1 SC27/WG5 において ISO/IEC 29184:2020 (Information technology - online privacy notice and consent: 情報技術－オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意) が 2020 年 6 月に発行された。

この規格は、個人識別可能情報 (Personally identifiable information : PII) 処理の際に、組織がどのように PII を処理するか、PII が収集される個人に対し、明確で容易に理解できる情報を提示する基礎を提供し、公正で、証明可能で透明性があり、曖昧でなく、かつ取消し (撤回可能) な方法で PII 主体から同意を得るためのものである。また、PII の収集及び処理について、オンラインにおけるプライバシーに関する通知の内容及び構成並びに PII 主体に同意を求めるプロセスを方向付ける管理策を規定している。PII 管理者又は PII を処理するその他のエンティティ (事業者、組織等) が、PII 主体に処理について説明するあらゆるオンライン環境に適用される。

このような背景及びデジタル社会における個人情報の取扱いの時勢を踏まえ、経済産業省は、ISO/IEC29184:2020 を基礎とした日本産業規格を制定することとし、JIS 原案作成委員会を設置し、審議を通じて JIS 原案の取りまとめを行った。

8.2. 原案作成委員会開催概要

ISO/IEC 29184:2020 (Information technology - online privacy notice and consent: 情報技術－オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意) JIS 原案作成委員会は、中立者 6 名、生産者 3 名、使用者 3 名からなる構成とし、OpenID Foundation 理事 崎村 夏彦氏に委員長に就任いただいた。

図表 54 ISO/IEC29184 JIS 原案作成委員会 委員

(順不同、敬称略)

区分	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	崎村 夏彦	OpenID Foundation 理事
委員	伊藤 直之	株式会社インテージ エバンジェリスト
	太田 祐一	株式会社 DataSign 代表取締役社長
	奥原 早苗	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 顧問
	柴田 健久	NRI セキュアテクノロジーズ株式会社 研究開発センター サービス開発推進部 上級アーキテクト 兼 セキュリティインテグレーション推進部長
	生野 聡	松田綜合法律事務所 弁護士
	高崎 晴夫	株式会社 KDDI 総合研究所 フューチャーデザイン 1 部門 海外市場・政策リサーチグループ
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	藤村 明子	NTT 社会情報研究所 主任研究員
	宮川 寧夫	株式会社サイバー・ソリューションズ ビジネスアドバイザー
	村上 康二郎	東京工科大学 教養学環 教授
	安田 クリスチーナ	MyData Global 理事

ISO/IEC 29184 JIS 原案作成委員会を 3 回開催し、JIS 原案を取りまとめた。

a. JIS 原案作成委員会(第 1 回)

令和 3 年 10 月に開催された第 1 回委員会では、本事業の趣旨説明及び事業の進め方について事務局より説明し、委員長の選任について承認を得た。JIS 原案作成の方向性について議論が行われた。

図表 55 JIS 原案作成委員会(第 1 回)開催概要

会合名	JIS 原案作成委員会(第 1 回)
日時	令和 3 年 10 月 18 日 16:00-18:00
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員 11 名出席(欠席 1 名)

議事	1. 経済産業省挨拶 2. 委員紹介 3. 委員長選任 4. 委員長挨拶 5. 本事業の趣旨説明及び事業の進め方について 6. JIS 原案作成の方向性 7. 審議 8. 事務連絡等
配布資料	資料 1-1 議事次第 資料 1-2 委員名簿 資料 1-3 開催要項 資料 1-4 JIS 原案作成の進め方 資料 1-5 JIS 原案作成の方向性 (参考資料) ① 参考資料 1-1 コメント募集用 JIS 原案(10/4 版) ② 参考資料 1-2 JIS と国際規格との整合化について ③ 参考資料 1-3 委員コメント表 ④ 参考資料 1-4 ISO/IEC29184:2020 全体概要 ⑤ 参考資料 1-5 用語集

b. JIS 原案作成委員会(第 2 回)

令和 3 年 11 月に開催された第 2 回委員会では、原案の修正内容及び解説案について事務局から説明し、委員から提出されたコメントを受けて JIS 原案への反映について審議した。

図表 56 令和 3 年度 JIS Q 15001 原案作成委員会(第 2 回)開催概要

会合名	JIS 原案作成委員会(第 2 回)
日時	令和 3 年 11 月 30 日 10:00-12:00
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員 11 名出席(欠席 1 名)
議事	1. 資料確認 2. 議事録確認 3. 原案修正内容の説明 4. 解説案の説明 5. 審議 6. 事務連絡等

配布資料	資料 2-1 議事次第 資料 2-2 第 1 回議事録 資料 2-3 原案修正案 資料 2-4 解説案 資料 2-5 委員コメント表 (参考資料) ① 参考資料 2-1 開催要項 ② 参考資料 2-2 JIS と国際規格との整合化について
------	--

c. JIS 原案作成委員会(第 3 回)

令和 4 年 2 月に開催された第 3 回委員会では、原案の修正内容及び解説案について事務局から説明し、委員から提出されたコメントを受けて JIS 原案への反映について審議した。

図表 57 JIS 原案作成委員会(第 3 回)開催概要

会合名	JIS 原案作成委員会(第 3 回)
日時	令和 4 年 1 月 14 日 15:00-17:00
場所	オンライン会議にて開催(WebEX)
参加者	委員 11 名出席(欠席 1 名)
議事	1. 経済産業省挨拶 2. 資料確認 3. 議事録確認 4. 原案修正内容の説明 5. 審議 6. 解説案修正内容の説明 7. 審議 8. 事務連絡等
配布資料	資料 3-1 議事次第 資料 3-2 第 2 回議事録 資料 3-3 原案修正案 資料 3-4 解説案 資料 3-5 委員コメント表 (参考資料) ① 参考資料 3-1 開催要項 ② 参考資料 3-2 JIS と国際規格との整合化について

8.3. JIS 原案の概要

8.3.1 規格構成

ISO/IEC29184:2020 から技術的内容、構成及び文言上の変更を加えることなく一致した規格として、JIS 原案を作成した。

この規格の全体構成を、以下の表に示す。

図表 58 規格構成と概要

箇条		概要
1. 適用範囲		PII の収集及び処理について、 1. <u>オンラインにおけるプライバシー通知(notice)の内容及び構成</u> 2. <u>PII 主体に同意を求めるプロセスを方向付ける</u> 以上 2 点についての管理策を規定する。
2. 引用規格		JIS X 9250 プライバシーフレームワーク
3. 用語及び定義		次によるほか、JIS X 9250 による。
	3.1 明示的な同意	PII 主体による、自分の PII を処理されることへの、具体的かつ十分な説明を受けた上での当該同意を示す積極的行為によって行使される、自発的な合意。
	3.2 通知	PII の処理に関する情報。
	3.3 PII 項目	情報の種類、又は情報の種類の集合に与えられる名称。
4. 記号及び略語		JSON、PC、PII、XML を定義。
5. 一般要求事項及び推奨事項		－
	5.1 全体的な目的	PII 主体が、処理の直接的及び／又は意図する結果だけでなく、処理による潜在的影響の起こりやすさ、重大さといった PII 処理の意味を理解し、行動できるようにすること。
	5.2 通知	必要に応じて、PII 主体に適した言語で、PII 主体が有意に同意を行えるタイミングで、PII 主体が認識しやすい場所で、PII 主体に通知を提供すること。また、以前の通知及びそれに対する PII 主体の回答を含む補足資料へのアクセスが可能な参照先も伴うこと。
	5.3 通知内容	PII 主体が、PII がどのように処理されているか、また PII 主体にどのような権利があるかを理解するのに十分な情報が通知に確実に書かれていること。

箇条		概要
	5.4 同意	PII 収集の根拠が同意である場合、組織は、公正で、証明可能で透明性があり、曖昧でなく、かつ PII 主体が取消し(撤回)可能な方法で PII 主体から確実に同意を得なければならない。
	5.5 条件の変更	最初の同意に関する事項に重大な変更があった場合に、PII 主体に改めて同意する機会を与えること。
附属書 A(参考)		PC 及びスマートフォンから PII 主体の同意を得る場合のユーザーインターフェースの例
附属書 B(参考)		同意領収書又は同意記録書の例

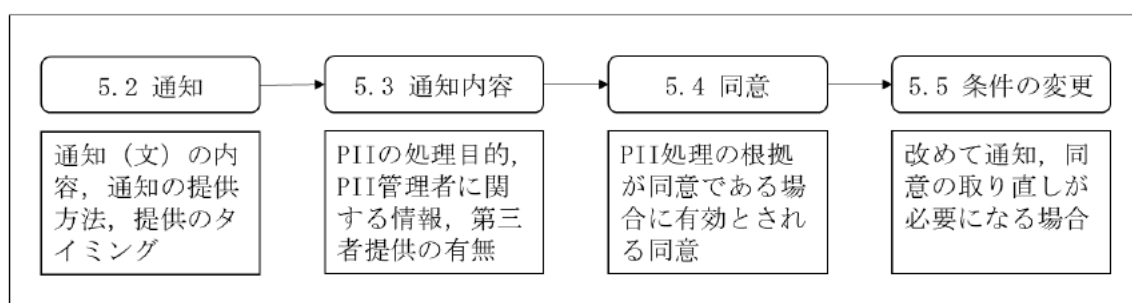
8.3.2 一般要求事項及び推奨事項の概要

この規格は、通知(notice)の提供が必要な状況を識別し、必要な場合は常に、5.3 に従った通知を PII 主体に提供しなければならない(5.2.2)としている。

通知は、原則として処理の適法な根拠が同意でない場合にも必要であり、処理の適法な根拠が同意である場合には、5.4 に従った方法で同意を得なければならないとしている。

なお、この規格は、PII の処理及び／又は通知に関して、リスクベースの考え方をしている。例えば、目的説明の提示(5.3.3)では、“組織は、各 PII 項目の収集に関連する目的及び処理の蓋然性のあるリスクについての適切な情報を、リスクの一般的な評価に応じた順序で明記しなければならない。”としている。

図表 59 本規格の構成の概略



8.4. まとめ

パーソナルデータを利活用したビジネスについては、消費者ニーズに即応した様々な新規事業の創出やこれまで解決できなかった社会課題への対応が期待されてい

る。一方、データの取得時等に事業者が消費者の理解を十分に得ないままにパーソナルデータの利活用を進めた結果、消費者の不安や混乱を招くケースも散見される。

また、経済活動のグローバル化が急速に進展しているところであり、各国のプライバシー保護法制に対してどのように向きあっていくのかという戦略に焦点が当たっている。特にデジタルプラットフォーム事業者やこれを利用するサービス事業者が大きな役割を担っているオンラインサービスの多くは、容易に国境を越えて提供されるものであることから、グローバルなプライバシー保護に関する基準のもとで消費者と事業者の信頼関係を構築することは、パーソナルデータの利活用を促進する上で重要な要素である。

ISO/IEC JTC1 SC27/WG5 ではプライバシーに関わる国際標準が多く策定しているが、その中でも中核をなす ISO/IEC29100:2011 (JIS X 9250:2017) の“プライバシーフレームワーク”や ISO/IEC29134:2017 (JIS X 9251:2021) の“プライバシー影響評価”の JIS 化が取り組まれてきた。これらに加え ISO/IEC29184 の“オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意”が JIS 化されることで、グローバルな視点を持ったプライバシーへの取り組みが国内に浸透することが期待される。